昭和三五年度

行政事件訴訟年鑑

最高裁判所事務総局

行政事件訴訟年鑑

317.67
Sa21g

国立国会
37.7.-5
図書館

582152

はしがき

一　本書は、おおむね、従来刊行された行政事件訴訟年鑑の記述を前提として、昭和三五年度における行政訴訟に関するあらましを記述したものである。

一　本書中「集」とあるのは最高裁判所民事判例集を、「例集」とあるのは行政事件裁判例集を、「十年史」とあるのは行政事件訴訟十年史をさすものである。

目次

裁判例概観……一
第一　行政事件訴訟の概況……一
第二　行政事件訴訟の一般問題に関する裁判例概観……三
一　訴訟法上の問題……四
(一)　裁判権の限界……四
(二)　訴の対象……九
(三)　原告適格、訴訟利益……一一
(四)　訴願前置、出訴期間……一七
(五)　違法判断の基準時……二〇
(六)　その他の訴訟法上の問題……二三
二　実体法通則に関する問題……二四
(一)　自由裁量と法規裁量……二四

(二) 行政処分の瑕疵……二六
(三) 行政庁による処分の取消し、撤回……二一
第三　農地関係事件の裁判例概観……二三
一　農地等の買収関係……二三
二　農地の権利移転等の制限……二三
三　その他……二五
第四　選挙その他投票に関する事件の裁判例概観……二八
一　公職選挙法関係……二九
(一) 選挙または当選の効力に関する争訟原因……二九
(1) 選挙無効原因と当選無効原因の区分……二九
(2) 投票管理に関するもの……三〇
(3) 選挙公営に関するもの……四三
(4) 投票の効力に関するもの……四五
(二) 争訟手続に関するもの……四八
(三) その他……五〇
二　その他の投票事件……五一
第五　地方自治に関する事件の裁判例概観……五三
一　条例に関するもの……五三
二　地方公共団体の廃置分合に関するもの……五四
三　地方議会および議員に関するもの……五四
四　地方公共団体の長に関するもの……五四
五　住民訴訟……五六
六　その他……五七
第六　税法関係事件の裁判例概観……五九
一　納税義務に関するもの……六〇
二　課税物件および課税標準に関するもの……六〇
(一) 所得税関係……六一
(二) 法人税関係……六二
(三) 地方税関係……六五
三　更正、決定および賦課、徴収に関するもの……六七

四　滞納処分に関するもの……七〇
五　争訟手続に関するもの……七一
(一)　行政救済関係……七一
(二)　訴訟関係……七二
第七　その他の行政事件の裁判例概観……七三
一　工業所有権に関するもの……七五
二　公務員に関するもの……七五
三　土地区画整理、土地改良に関するもの……七九
四　出入国および旅券に関するもの……八三
五　国民の厚生に関するもの……八五
六　鉱業権に関するもの……八六
七　登記、登録供託等に関するもの……八九
八　宗教に関するもの……九〇

裁判例概観

第一　行政事件訴訟の概況

(一)　昭和三五年度における行政事件の新受件数は、各審級をあわせて、一、一八三件、うち第一審新受は、八四五件であり、新憲法施行以後昭和三五年度末までの合計件数は二一、四八八件を数える（統計表(一)および(二)(1)(A)参照。なお、ほかに行政裁判所よりの引継事件二五〇件、大審院よりの引継事件若干がある。）。事件の増減の趨勢を第一審事件についてみると、本年度は前年度の八九六件よりも五一件、昭和三三年度の九一九件よりも七四件の減少を示している（統計表(二)(1)(B)参照）。行政事件訴訟には、多数人がそれぞれ独自の請求をもちながら共同して出訴するものが少なくないので、件数の減少をもつてただちに事件の実質的減少とは断じがたいのであるが、それにしても、事件の逐年漸減の傾向を否定できないようである。本年度の第一審新受事件を種類別に見ると、農地関係事件が二〇九件、選挙関係事件が三九件、地方自治関係事件が二七件、税法関係事件が一四四件、工業所有権関係事件が一六五件、その他一般行政事件が二六一件となつており、前年度に比べれば、農地関係事件と工業所有権関係事件とにおいて増加が見られるだけである（統計表(二)(1)(A)(B)参照）。農地事件の増加は見るべきほどのものではないが、工業所有権関係事件の増加には著しいものがあり、これは一つには昭和三五年四月から実施された工業所有権関係の諸法の改正法における争訟手続の改革に原因するが、近時に

おける産業界の技術革新の気運がその基礎と見られよう。選挙事件の減少は広く地方公共団体の長や議会議員の改選期に当たつていた前年度と対比した結果であるから、怪しむに足りないが、地方自治関係事件の激減は、議会議員懲罰事件その他に広く訴願前置の建て前をとつたこと、自治行政上の紛争処理機関が整備されたことに加えて、町村合併方策も一段落がついたことなどがその一因とも考えられ、また租税事件の減少は、往時にくらべての租税重圧感の減退、最近の経済界の好況等の反映とも推測されるが、いずれもその原因を充分詳かにはしがたい。その他一般事件の減少は、それに含まれている公務員関係事件が前年度に比し減少したのに起因するものといえるが、公務員の分限懲戒等に関する事件の増減は、職員組合の闘争方針等にも関係するところが少なくないようである。

次に本年度の事件を訴訟の類型別に見ると、行政処分の取消変更を求めるものが四六一件、その無効確認を求めるものが二〇三件、その他の訴訟が一八一件であり、前年度に比べて取消訴訟において五四件の増を示し、無効確認訴訟において七一件、その他の訴訟において三四件の減を示すが（統計表㈡(2)(A)(B)参照）、取消訴訟の増加は主として工業所有権関係訴訟の増加に原因するもの、その他の訴訟の減少は、この種の事件に計上される選挙関係事件の減少によるものであり、取消訴訟と無効確認訴訟の間では、前年までの取消訴訟の占める割合の漸減の傾向は見られない。

㈡　事件の処理状況をみると、新憲法の施行以来昭和三五年度末までの間の各審級における既済総

件数は一八、三二一件（大審院および行政裁判所よりの引継事件を除く。）にのぼるが、昭和三五年度の既済件数は一、一八九件で、前年度より二〇〇件を増加し、ほぼ本年度の受理件数に匹敵する。したがつて、未済件数三、一六七件も前年度より六件を減じたのみである（統計表㈠参照）。既済内容は、各審級を通じ、裁判によるもの六六七件、取下げによる終了四九六件、和解によるもの二五件、原告死亡による終了一件を数える（統計表㈢(3)(A)(B)、㈢(2)(A)(B)、㈣(2)(A)(B)参照）。第一審事件で裁判で終了したもの四一三件についていえば判決三八七件、決定二六件、その判決で終了したものの内容は原告の請求を認容したもの（一部認容を含む）九一件、棄却二二六件、却下七〇件で（統計表㈢(3)(A)参照）、その勝訴率は二三・六％にあたり、前年度の二四・六％および前々年度の二五・九％より下回つている（統計表㈢(3)(C)(b)参照）。なお、第一審および控訴審において判決で終了した事件数に対する控訴および上告件数の割合は、控訴率八二％、上告率四七％であり（統計表㈢(1)(B)、㈣(1)(B)参照）、後者は前年度と大体同様であるが、前者は前年度の六八％に比して著しい高率を示している。

第二　行政事件訴訟の一般問題に関する裁判例概観

昭和三五年度における行政事件訴訟の一般問題に関する裁判例には、一面には、従来の裁判例理論の着実な踏襲がみられるほか、訴訟上の基本問題にも触れ、新しい理論構成の意欲や従来の理論の深

化発展への努力を窺わせるようなものも見受けられ、かなり多彩といえよう。

一　訴訟法上の問題

(一)　裁判権の限界

(1)　裁判権の限界の問題に関しては、まず二つの最高裁判所判決が注目されよう。その一は衆議院の解散無効を前提とする議員歳費請求事件の上告審において、右解散の効力は、訴訟の前提問題としても、裁判所の審理権限のほかにある旨を判示した大法廷昭和三五、六、八判決（集一四巻七号一二〇六ページ）であり、高度の政治的判断を含み、または国家的利害に著しい影響をもつ国家機関の行為に関する紛争は、たとえ法律上の争訟たる様相を具えるものであつても、なお司法審査の対象から除外されるとするいわゆる統治行為の理論をわが憲法下において採用したと認められるもの(1)、その二は地方議会議員の懲罰としての出席停止決議の無効確認訴訟について、出席停止のごとき議員の権利行使の一時的制限は、議員の除名決議のごとき身分喪失をもたらしたんなる内部的規律の問題にとどまらないものと趣を異にし、当該自治団体の自治的措置に委ねるを適当とし、裁判所の審理すべきかぎりでない旨を判示した大法廷昭和三五、一〇、一九判決（集一四巻一二号二六三三ページ）であり、いわゆる公法上の特別権力関係において発動する自律権の行使に対する裁判権の介入の限度に関し、一つの基準を説示したものである(2)。わが憲法上いかなるものをもつて統治行為と認むべきかは、一概に論じきれない

困難な問題であろうし、また特別権力関係にも多種多様なものがあつてこれに対する裁判権の不介入の限界も一律に決しえないものがあろうが、それにしてもこれら判旨は裁判例の傾向に大きな影響をもつであろう。

特別権力関係上の問題を取り扱つた裁判例は、本年度の下級審の判決のうちにも少なくない。公務員の勤務上の紛争に関しては、市町村立小学校の校長が学校所属の教職員について県教育委員会規則に基づく勤務成績の評定をする義務のない旨の確認訴訟に対する秋田地方裁判所昭和三五、九、八判決（例集一一巻九号219）があるが、これは校長の右評定義務は、同規則に基づき市町村教育委員会の評定書提出命令があつてはじめて発生するものと認めた上、これを結局特別権力関係における職務上の義務の存否を争うもので、校長個人の権利主体としての権利義務にはかかわりないものとし、したがつてこの紛争はいわゆる法律上の争訟に当たらず、裁判の対象たりえないものと断じている(3)（もつとも、この判決は、職務命令でも、その内容の違法が一見明白、あるいは事実上不能を命ずるものであれば、これに服従の義務はなく、その強要は被命者の権利主体としての権利義務に影響するところなしとしないから、かような命令の瑕疵を理由とする訴であれば必ずしも不適法といいがたい旨あわせて説示する。）。これに対して特別権力関係の設定が本人の意思に基づかないところの刑務所内の服役者の処遇上の不服に関しては、静岡地方裁判所昭和三五、三、一八判決（例集一一巻三号61）は、それが叱責や処遇の階級低下のごとき処分であつても、刑務所内の生活がただちに被処分者個人の生

活であるのにかんがみ、同人の権利義務その他法律関係に変動を生じるものとして取消訴訟による救済可能と解し、千葉地方裁判所昭和三五、四、一四判決（例集一一巻四号89）も、受刑者を他の刑務所に移送する行為をもつて、行政処分と認め、それが特別権力関係に基づく自由裁量事項であるとしても、受刑者が情願等において刑務所の運営の不正不当を指摘した報復として行なわれるような場合であれば、もはや裁量の範囲をこえ、憲法第一六条の保障する請願権を侵害するものとして、司法救済の対象となる旨を判示している。(4) その他特別権力関係に対する裁判所の審査の限界に触れるものとしては、村議会の内部における常任委員長の地位の得喪をめぐる紛争のごときは、その選任の議決が地方自治法第一七六条第四項に当たる場合において、かつ、同条の定める形式においてのみ司法審査の対象となりうるにすぎない旨を説示した青森地方裁判所昭和三五、二、一九判決（例集一一巻二号33）がある。(5)

(1) この事件の第一審東京地方裁判所昭和二八、一〇、一九判決（例集四巻一〇号276）、第二審東京高等裁判所昭和二九、九、二二判決（例集五巻九号219）は、いずれも統治行為の観念をわが国法上認める余地なしとの見解をとつていた。昭和二八年度年鑑一七ページ以下、昭和二九年度年鑑二二ページ以下参照。本判決に先だち、統治行為の理論は昭和三四、一二、一六判決（砂川事件上告審大法廷判決、最高裁判所刑事判例集一三巻一三号三二三五ページ）における藤田、入江両裁判官の補足意見にあらわれている。

本判決の解説および批評、田中真次・法曹時報一二巻八号六四ページ、有倉・判例評論三〇号四ページ、清宮・ジュリスト統判例百選一九八ページ、斎藤・民商法雑誌四三巻六号一四九ページ、阿部・法学論叢六九巻一号一二〇ページ。統治行為に関しては前掲田中・法曹時報および雄川一郎・行政争訟法一二五ページ以下、同書一二七ページ注一掲記の諸文献参照。

(2) 同旨田中二郎・行政争訟の法理一九六ページ。なお議員の除名議決についても裁判権がないとする見解は、最高裁判所大法廷昭和二八、一、一六決定（集七巻一号一二ページ、例集四巻一号14）における田中、栗山、小林各裁判官の意見、同庁大法判決の解説および批評、田中真次・法曹時報一二巻一二号一〇八ページ、斎藤・民商法雑誌四四巻五号一一一ページ。

(3) 類似の先例としては、道教育委員会が各道立高等学校校長に対してした入学者選抜要綱の決定および公示を右校長が不服として取消しを求めた事件に関する札幌地方裁判所昭和三一、一、一、二八決定（例集七巻一号18）。

(4) 刑務所の服役者の不服につき行政訴訟の救済を認めた先例としては、大阪地方裁判所昭和三三、八、二〇判決（例集九巻八号151）、昭和三三年度年鑑五ページ、二七ページ。

(5) 同旨、仙台地方裁判所昭和三三、四、一一判決（例集九巻四号73）、反対、青森地方裁判所昭和二五、六、一五判決（例集一巻五号91）、なお十年史四二六ページ以下参照。

(2) 次に裁判権の限界と関連して、行政庁に対して特定の処分をなすべき義務あることの確認を求める訴の適否が論議されているが、本年度の裁判例にも、外国人登録証明書の国籍書換義務確認訴訟につき、これを三権分立の建て前から強く否定した神戸地方裁判所昭和三五、三、二四判決（例集一一巻三号62）および原子力基本法第一九条による相当の奨励金交付義務確認訴訟につき、その交付が自由裁量事項に属し、かつ、原告に確認の利益の認めがたいことを理由として却下した東京地方裁判所昭和三五、七、二〇判決（例集一一巻七号174）があり、後者は事情によつては行政庁に対して処分をすべき義

務の確認も可能とする口吻を示している。さらに、かような行政庁に対する具体的な義務付けを求める程度には至らず、見方によつては、申立てに対して許否等なんらかの処分をなすべき抽象的義務の確認訴訟とも解される事例として、特許庁長官を被告として、原告のした特許出願に対し速かに査定すべき義務あることの確認を求めた訴があつた。これに対して、東京地方裁判所昭和三五、二、三判決（例集一一巻二号24）は、審査官がそれを何時までに査定するかは、その自由裁量事項に属し、したがつて当該行政庁の不作為がその裁量の範囲を逸脱したような特別の事情のないかぎり、請求は許されないとし、また東京高等裁判所昭和三五、四、二八判決（例集一一巻六号144）は、一般に、国家機関ができるだけ速かにその職務を遂行すべき義務を負うことは裁判による確認をまつまでもなく当然であり、審査の延引が怠慢によるとしてもその是正は行政上の監督によるべく、裁判によるべき事項でないことを理由として不適法な訴としている。(6)

なお、行政庁に対して行為の禁止あるいは不作為義務の確認を求める訴に関する裁判例は、本年度には見られなかつたが、これとほぼ同じ目的の訴として、国に対し死刑囚の提起した現行方法による死刑受執行義務不存在確認訴訟があり、これは、現行死刑執行方法を法律規定に基づかない違憲の処置と主張した事件であつたが、東京地方裁判所昭和三五、九、二八判決（例集一一巻九号223）は、死刑執行命令のあつた後ではその救済に間にあわない事情から、刑事訴訟法第五〇二条の異議申立の方法以外

にかような訴もまた許されるものと解している。(7)

(6) これに対し、訴願庁に対し訴願裁決をなすべき公法上の義務あることの確認を訴求しうる旨を説示するもの、大阪高等裁判所昭和三二、四、一九判決（例集八巻四号66）、同旨、神戸地方裁判所昭和三〇、五、一六判決（例集六巻五号135）、反対、静岡地方裁判所昭和二六、九、六判決（例集二巻一〇号219）。

(7) この事件の上告審最高裁判所第三小法廷昭和三六、一二、四判決（裁判所時報三四三号五ページ）は、行政事件で死刑執行方法を争うのは、実質上行政訴訟をもつて刑事判決の取消変更を求めるもので、かかる訴は許されないものと解した。

(二) 訴の対象

最高裁判所第三小法廷昭和三五、七、一二判決（集一四巻九号一七四四ページ）は、納税のため国に物納された不動産の払下行為を私法上の売買と解して取消訴訟の対象とならないものとしているが(8)、このほか行政庁の公法上の行為でも、個人の権利利益に対する侵害性を欠くものとして、取消しあるいは無効確認訴訟の対象たる適格のないものと判断された事例は、本年度においても少なくない。最高裁判所第三小法廷昭和三五、二、二三判決（集一四巻二号二六五ページ）は、税務署長が所得金額更正処分を減額訂正した行為は、納税者に不利益を与えるものでないとして審査請求ならびに訴訟の対象とならないものとし(9)、東京高等裁判所昭和三五、八、三判決（例集一一巻八号189）は、海難審判法によるいわゆる海難原因解明の裁決において、海難が特定人の故意過失によつたものである旨判定された場合でも、その者の法律上の地位に影響ないことを理由として、かような裁決の取消訴訟を認めない。(10)その他同じ見

地から、対象の適格性を否定したものに、農業委員会が田地の平年反収等を証明した行為（水戸地方裁判所昭和三五、一、二一判決、例集一一巻五号126）、財産税法による財産税の納税告知（佐賀地方裁判所昭和三五、四、一二判決、例集一一巻四号81）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四五条第一項による報告および措置要求のあつた事件につき同法違反とならない旨の公正取引委員会の決定（東京地方裁判所昭和三五、七、一七判決、例集一一巻七号175）等が見受けられる。

以上に対して、裁判例が行政処分として訴訟の対象となるものと認めた目新しい事例をあげれば、既述した在監者に対する懲罰行為、他の刑務所に対する移送処分等のほか、土地区画整理組合総会の換地に関する表決（福岡地方裁判所昭和三五、九、二二判決、例集一一巻九号222）、土地区画整理法第七七条による建築物等の移転除却の手続において、同条第六項による移転等の直接執行の先行行為をなす同条第二項の建築物等の移転の通知および照会（東京地方裁判所昭和三五、九、八判決、例集一一巻九号217）等がある。

さらにまた、行政処分としての性質をそなえていても、独立して訴訟の対象とならないものと認められた事例も存する。東京地方裁判所昭和三五、二、三判決（例集一一巻二号26）は、特許庁の抗告審判手続における審判官の除斥または忌避申立の却下決定につき、また、岡山地方裁判所昭和三五、九、七判決（例集一一巻九号216）は、地方公務員の不利益処分に対する人事委員会の審査手続における委員の忌避申立の却下決定等につき、いずれも、本案審決あるいは審査の終局決定に対する不服の訴においてのみ争いうべきものとしている。(11)

なお取消しまたは無効確認の訴訟においては、その対象となる行政処分の存在は訴訟要件をなし、したがつて自白の対象となるものでない旨の大阪地方裁判所昭和三五、九、三〇判決（例集一一巻九号200）がある。

(8) 本判決の解説および批評、田中真次・法曹時報一二巻九号八三ページ、南・民商法雑誌四四巻二号一一八ページ。

(9) 本判決の解説、田中真次・法曹時報一二巻四号九二ページ。

(10) 本判決の批評、谷川・判例評論三七号五ページ。本判決はさきの同庁昭和二七、一二、一六判決（例集三巻一二号300）が、海難原因解明裁決において、その過失に基因すると判断された者は審判に参加しない第三者であつても右裁決の取消しを求める利益があると解したのと、その態度を異にする。最高裁判所は、大法廷昭和三六、三、一五判決（集一五巻三号四六七ページ）によつてこの判決を破棄し、第一小法廷昭和三六、四、二〇判決（集一五巻四号八〇六ページ）によつて本文掲記の判決を支持した。

(11) 本文掲記の東京地方裁判所判決は、東京高等裁判所昭和三五、五、二六判決および最高裁判所第二小法廷昭和三六、三、二四判決（集一五巻三号五八七ページ）によつて支持されている。

(三) 原告適格、訴訟利益

(1) 最高裁判所大法廷昭和三五、一二、七判決（集一四巻一三号一九六四ページ）は、訴訟利益と憲法の保障する裁判を受ける権利との関係について、憲法第三二条は訴訟の当事者が訴訟の目的たる権利関係につき裁判所の判断を求める法律上の利益を有することを前提とし、かかる訴訟につき本案の裁判を

受ける権利を保障したものであつて、右利益の有無にかかわらず、つねに本案についての裁判を受ける権利を保障したものでない旨を説示している。(12) 判旨は当然であろうが、どのような範囲において訴訟利益を認めて司法救済を与えることが裁判制度の建て前にかない、憲法の趣旨に適合するかということになれば、極めてむずかしい問題といわなければならない。本年度において原告適格、訴訟利益に関する判断を示した裁判例においても、その判断の基準にかなり区々なるものが見受けられる。

(12) 本判決の解説および批評、白石・法曹時報一三巻二号八一ページ、斎藤・判例評論三五号一ページ、覚道＝古林・民商法雑誌四四巻六号一一三ページ。

(2) 第三者に対する処分によつて自己の期待する利益取得の機会を失つた者にその処分を争う利益が認められるかどうかの問題については、農地法第三条による農地移転許可処分の取消訴訟において、当該農地の小作人の原告適格を否定した山口地方裁判所昭和三五、三、二四判決(例集一一巻三号41)がある。これは、地主の変更は小作人の地位に無影響である上、農地法がその農地の小作人以外の者に農地所有権の移転を認めず、したがつて買受資格はこの小作人のみ有する結果になるとしても、それは同法の禁止によつて小作人の受ける反射的利益に過ぎないとするにある。これに対して、名古屋高等裁判所昭和三五、八、三判決(例集一一巻八号176)は、自作農創設特別措置法(以下自創法と略称する)第三条により買収された農地の売渡処分無効確認を訴求した旧地主について、もし売渡処分を無効とすれば同人が農地法第八〇条によつて当該農地の売払いを受ける条件を具える者であるならば、これに原告適格を認めうるとし、熊本地方裁判所昭和三五、三、二二判決(例集一一巻三号40)は、自創法第四一条の二の一時使用認可処分無効確認訴訟において、農業に精進する者でかつ処分庁から一時使用の認可の対象となると一応認められる可能性ある者であれば、たとえいまだ認可の申込みをしていなくても、原告たりうるものと解している。

行政処分による単なる一般利益の侵害は、原告適格の根拠となるものでないことは一般に認められているところであり、本年度においても、露店業者に対する道路占用許可処分につき、そのため自己の店舗の売上げの減少した者、当該道路の通行を妨げられるとする者等に処分を争う適格を否定した高知地方裁判所昭和三五、四、二七判決(例集一一巻六号148)が見られるが、東京地方裁判所昭和三五、七、一三判決(例集一一巻七号170)は、東京都が都市建設政策の一環としてその所有埋立地につき、甲地域は建築その他土地使用に制限を付して払い下げ、乙地域は緑地帯(道路敷)として存置することも決定した場合において、乙地域に隣接する甲地域を上記制限の下に払下げを受けた者は、隣地たる乙地域につき都のした建物設置を目的とした土地使用許可処分の無効確認を求める利益があるものと解している。一般的利益を目標とした都の方針にすぎない乙地域の緑地帯存置を、原告所有地の使用制限と不可分的なものとしてとらえ、これを原告にとつて反射的利益以上のものに高めた点は注目されよう。

(3) 訴の利益が訴の対象との関連において問題となる場合の一つとして、一個の行政処分の内容の一部にだけ利害関係をもつ者でも、その処分の内容が一体的とみられるものについては、その全部について争う利益が認められるかどうか、また、つねにその処分の全部について争うことを要し、利害をもつ部分のみを訴の対象とすることが許されないものかどうかの問題がある。前者の点については、福岡地方裁判所昭和三五、九、二二判決（例集一一巻九号222）は、土地区画整理組合が耕地整理法第三〇条によって行なう換地処分につき、それが整理地区ごとに一体として指定され、その全体が一個の処分として成立するものであることを理由として、整理施行地区内の従前の土地所有者は、当該地区の換地処分全体に対しその効力を争う利益があるとし、長崎地方裁判所昭和三五、二、二二判決（例集一一巻二号22）は、動産不動産等が一括公売に付せられた場合にかりに動産について即時取得が成立しているとしても、なお他の物件について処分を争う利益が存する以上、公売物件全部についての公売処分無効確認または取消しを訴求できるものとしている。また、後者の点については、最高裁判所第三小法廷昭和三五、一一、二九判決（集一四巻一三号二八八二ページ）は、土地改良法に基づき町農業委員会の定めた七筆の土地を含む農地交換分合計画につき、その一部無効確認を許さないとした原判決を失当とし、原告の利害関係をもつ一部土地についてだけを無効とすることも可能であり、その結果計画に不合理を生ずるとしても、農業委員会において計画の全部または一部を変更・廃止することにより是正すれば足りるものと論じている。(13)

(13) 本判決の解説および批評、田中真次・法曹時報一三巻一号六〇ページ、南・民商法雑誌四四巻六号八七ページ。

(4) 次に、処分後の事情変更による訴訟利益の消滅に関し、近時裁判例が著しい見解の対立を示したものに、地方議会の議員の除名議決の取消訴訟係属中議員の任期が満了した場合が存するが、最高裁判所大法廷昭和三五、三、九判決（集一四巻三号三五五ページ）は、利益消滅説を採用した（ただし裁判官一五名中反対意見七名を数える(14)）。これは、すでに議員の身分回復が不能となった以上、議員の報酬請求権等の回復目的だけで訴の利益の存続は認めがたいとするによる。同じ見地から、同庁大法廷昭和三五、一二、七判決（集一四巻一三号二九七二ページ）は、村長解職賛否投票の効力に関する訴について、その村が吸収合併によって消滅し村長がなくなった後は、訴の利益は失われる旨判示している(15)。下級審においても、免職処分を受けた地方公務員が、その取消訴訟の係属中に、その地方公共団体の議会の議員となったときは、これと罷免された職との兼職不能を理由として訴の利益の消滅を認めた京都地方裁判所昭和三五、三、二五判決（例集一一巻三号63）、同じくその罷免された公務員が公職の選挙に立候補した事実があるならば、公職選挙法第八九条、第九〇条により当然その職を辞したものと看做される関係上、それだけで免職処分の取消しの訴の利益は失われると解した名古屋地方裁判所昭和三五、五、三〇判決（例集一一巻五号133）等が存する。

(14) 名中反対意見七名を数える。

本年度においても、裁判例の対立の見られるのは、自創法による買収処分が無効、したがつてその土地の売渡処分も無効とされるとしても、すでにその土地の売渡しを受けた者に土地所有権の取得時効が完成していると認められる場合には、買収された旧地主になお右買収・売渡しの無効確認を訴求する利益が残存するかどうかについてである。名古屋地方裁判所昭和三五、五、六判決(例集一一巻五号99)は、これら処分の無効の確定は、旧地主が土地所有権確認を得たのと同一の結果を招来するものと見て、その事件において被売渡人の時効援用があり、その時効取得が認められるかぎり、かりに処分が無効であるとしても、もはや、旧地主に土地所有権はないことを理由として消極に解し、大阪地方裁判所昭和三五、九、五判決(例集一一巻九号196)は、その事件における被売渡人の時効取得の抗弁の成否は、同人と国ないし処分庁の間ではなんら法的の効力をもつものではなく、もし処分が無効と確定すれば、処分庁はなお旧地主のために被売渡人の同意をえて登記面の変更をする等適当な原状回復措置をとるべき法律上の責務を生ずべく、原状回復の可能性はいまだ失われていないことを理由として積極的見解を示している。

なお、行政処分の失効は処分による法律上の不利益がとくに残存することのないかぎり、取消しまたは無効確認の訴の利益を失わしめるものと解されるのが一般であるが、東京地方裁判所昭和三五、七、一三判決(例集一一巻七号170)は、行政庁の土地使用許可処分を受けた者が、許可期間満了後も依然従前の使用を継続し、明渡しを求められた形跡もなく、将来使用期間の遡及的延長あるいは許可の更新ないし同様の内容の新許可のなされることが十分予想される場合には、右失効した許可によつて権利利益の侵害を受けたことを主張する者は、なお右処分の無効確認を訴求しうるものと解している。処分の失効にかかわらず権利利益の侵害状態の継続およびその将来に向かつての継続可能性に訴の利益の存続を認める趣旨であろうか。

(14) 本判決の解説および批評、田中真次・法曹時報一二巻五号六〇ページ、同・ジュリスト続判例百選一一八ページ、清水・法学新報六七巻四号六三ページ、和田‖鈴木・法律論叢三四巻六号一五一ページ、高橋・民商法雑誌四三巻二号一〇八ページ。先例として、最高裁判所第二小法廷昭和二七、二、一五判決(集六巻二号八八ページ)、なお十年史一二六ページ、四四一ページ参照。

(15) 本判決の解説および批評、田中真次・法曹時報一三巻二号八二ページ、高橋・民商法雑誌四四巻六号一一八ページ。なお本書五二ページ参照。

(四) 訴願前置、出訴期間

(1) 都市計画法第二五条・第二六条は、同法による処分に対し訴願を認めるとともに、行政裁判所に出訴しうる場合には、主務大臣に訴願できないものと定めており、この規定は行政裁判所廃止後もそのまま存置されているので、この点について従来同裁判所廃止後はこれに出訴しうる規定の部分は失効し、訴願を許した規定の部分のみが効力を有するものと解し、同法による処分につき一般に行政

事件訴訟特例法第二条の適用を認める裁判例と、同条の行政裁判所をたんに裁判所と読み替えて、依然効力を存続するものと解し、したがつて県知事の同法による処分には、訴願庁が主務大臣である関係上、訴願は許されずただちに裁判所に出訴すべきものとする裁判例との対立があつたが、最高裁判所第一小法廷昭和三五、九、一五判決（集一四巻一一号二一八〇ページ）は、この後の見解を採用し、前掲法条の準用される旧特別都市計画法に基づく県知事の換地予定地指定処分については、直接裁判所に出訴すべきものと判断している。(16) また土地改良法第四八条による土地改良区の土地改良事業に対する県知事の認可処分について、仙台高等裁判所昭和三五、四、一二判決（例集一一巻六号147）は、第一審判決がこれを訴願法第一条第四号の「水利及土木ニ関スル事件」に該当するものとして、その取消訴訟に訴願を経由すべきものと判断したのを失当とし、土地改良法においては、異議申立または訴願を許す場合を個別的に規定し、とくに明文のないかぎり、これを許さない趣旨と解すべく、したがつてかような不服申立の規定のない前記処分には、訴願前置を不要とする旨判示している。反対に、訴願前置を必要とした事例には、町議会議員の除名処分（昭和三一年法律第一四七号による地方自治法の改正後になされたもの）に対する出訴には、地方自治法第二五五条の二により訴願裁決を経べきものとした最高裁判所第二小法廷昭和三五、三、四判決（集一四巻三号三三五ページ）がある。(17)

行政事件訴訟特例法第二条ただし書の適用に関する裁判例としては、訴願期間経過後になされた訴願に対し、その提起後三箇月を経過しても裁決がないので、出訴したのを適法と認めた東京地方裁判所昭和三五、七、一三判決（例集一一巻七号171）が注目される。これは、右のような不適法な訴願でも、提起後約二年六月を経過してなお裁決庁が却下裁決をしない場合には、訴願法第八条第三項により宥恕されて受理されたものと推認すべきものとし、したがつて、その間に原処分に対して出訴がなされ、それが訴願提起後三箇月後のものと認められる以上、訴願の前置にも出訴期間にも不遵守はないと解したものである。なお、この判決は、訴願法による宥恕は法規裁量に属するものとし、この事件において原告が訴願期間を逸したのは、当初訴願期間内に提起した同人の訴願に対し、裁決庁が処分庁不経由を理由として却下裁決をしたのが右期間経過後であつたためであるから、これを宥恕すべき場合に当たるものと断じ、したがつて上記の宥恕の推認がかりに失当であるとしても、なおその出訴は適法である旨あわせて判示している。

(16) 本判決の解説および批評、白石・法曹時報一二巻一一号九六ページ、今村・民商法雑誌四四巻四号一一七ページ、なお十年史一三五ページ参照。

(17) 本判決の解説および批評、白石・法曹時報一二巻五号五八ページ、中谷・民商法雑誌四三巻二号一〇三ページ、金子・法学研究三四巻六号一一一ページ。

(2) 次に、出訴期間については、農地買収に関する訴願を提起した者の叔父で訴願人の家事一切を

管理し、農地買収に関する書類等すべて受け取つていた者が、訴願裁決書の交付を受けたときは、その日をもつて、訴願人につき行政事件訴訟特例法第五条にいう「処分のあつたことを知つた日」と認むべきものとした最高裁判所第三小法廷昭和三五、一一、二二判決（集一四巻一三号二八四〇ページ）があるが[18]、右叔父に裁決書の受領権限を認めた以上当然といえよう。なお同庁第一小法廷昭和三五、九、二二判決（集一四巻一一号二二八二ページ）は、出訴期間遵守の有無は裁判所の職権調査事項に属する旨を明らかにしている。[19]

[18] 本判決の解説および批評、白石・法曹時報一三巻一号五五ページ、加藤・民商法雑誌四四巻六号六七ページ。
[19] 本判決の批評、森・民商法雑誌四四巻四号一五一ページ。

(五) 違法判断の基準時

行政処分の取消しまたは無効確認訴訟における処分の適否の判断の基準時について、裁判例は一般に処分時説をとること周知のところであり、最高裁判所第一小法廷昭和三五、九、一五判決（集一四巻一一号二一九〇ページ）が、自創法によりいわゆる不在地主が所有農地を買収された後に、町村合併によつて在村地主となつても、買収処分の効力に影響ない旨を判示しているのは、この見解の適用にほかならない。[20] もつとも、同庁第三小法廷昭和三五、九、二七判決（集一四巻一一号二三〇〇ページ）は、自創法第一〇条により土地台帳面積をもつて農地の買収が行なわれた後、右台帳の記載に誤りがあるものとして、正規の手続によつて訂正されたときは、たとえ訂正が買収に関する訴訟係属後であつても、地主保有小作地の面積の計算は、訂正後の台帳によるべきものとしているが、[21] しかし、これは、台帳の訂正のあつたときは、買収手続の当初から訂正後の記載のあつたものと同視すべきであるとの考え方によつたもので、処分時説の修正とはいえないであろう。また同庁第三小法廷昭和三五、一二、二〇判決（集一四巻一四号三一〇三ページ）は、商標無効審判抗告審判の審決後の事実であつても、商標の無効かどうかの判断の資料になるものであれば、審決に対する訴訟において判断の資料に採用を妨げないものと解している。[22] これも、処分後の事実でも処分当時の事情を推認する資料価値のあるものは、裁判資料に採用できる旨を明らかにしたもので、処分時説に矛盾するものではないのみならず、商標の無効かどうかの判定は、旧商標法第二条各号の該当事実が、その出願時あるいは登録時において存在するかどうかの認定の問題とすれば、本来処分時説をもつて律すべき場合に関する判旨ではないといえよう。

[20] 本判決の解説および批評、白石・法曹時報一二巻一一号九六ページ、松島・民商法雑誌四四巻四号一二三ページ。
[21] 本判決の解説および批評、白石・法曹時報一二巻一一号一〇八ページ、南・民商法雑誌四四巻四号一五四ページ。
[22] 本判決の解説および批評、田中真次・法曹時報一三巻一二号九四ページ、豊崎・民商法雑誌四五巻一号八八ページ。

(六) その他の訴訟法上の問題

訴訟物の価額に関しては、国有林野整備臨時措置法による国有山林払下げ処分の取消訴訟を、民事訴訟用印紙法にいう財産権上の請求と認め、その訴状貼用印紙額は当該山林の価格を訴訟物の価額として算出すべきものとした最高裁判所第三小法廷昭和三五、四、五判決（集一四巻五号七三八ページ）がある。[23]

行政事件訴訟特例法第四条の取消訴訟に関する専属管轄の規定が処分の無効確認訴訟についても準用されるかどうかについて、大阪高等裁判所昭和三五、一一、一〇決定（例集一一巻一一号269）は、土地管轄を定めた規定というかぎりにおいてこれを準用し、専属管轄の点は準用すべきでないとしているが、かような見解と同条を全面的に準用すべきものとする考え方の対立は従来から裁判例にあらわれている。[24]

また、行政事件訴訟特例法第六条の関連請求については、さきに通常訴訟に行政事件を併合することは両者に関連性があつても許されない旨の裁判例があるが（大阪高等裁判所昭和二九、九、一六判決、例集五巻九号207）、大阪地方裁判所昭和三五、四、八判決（例集一一巻四号67）は、反対の見解を示し、国に対する農地所有権移転登記抹消請求に自創法による農地買収ならびに売渡無効確認請求を併合するのを適法としている。訴の主観的予備的併合の許否については議論があるが、長崎地方裁判所昭和三五、二、二二判決（例集一一巻二号22）は、市長に対する公売処分無効確認または取消しの請求に、予備的に市に対する損害賠償の請求を併合することは許されない旨判示している。

なお、共同訴訟に関する裁判例としては、実用新案登録を受ける権利の共有者がその出願について審査および審判を受けた場合には、その審決に対する不服の訴は権利者全員が共同して提起することを要するものとした東京高等裁判所昭和三五、四、七判決（例集一一巻四号82）[25]があるが、共有農地の買収処分の取消しまたは無効確認訴訟は、共有物の保存行為にほかならず、共有者の一部の者からも提起しうるものと解した静岡地方裁判所昭和三五、四、五判決（例集一一巻四号66）も見受けられる。

訴訟における違憲の主張に関して、最高裁判所大法廷昭和三五、二、一〇判決（集一四巻二号一三七ページ）は、ある法規（たとえば農地法第二〇条）の適用される法律関係（たとえば同条第一項の知事の不許可処分）の違憲を主張するのに、その法規の属する法律中当該法律関係と直接関係のない法規（たとえば同法第三条）またはその法律全体（たとえば農地法）の違憲性を理由とすることは上告理由として許されない旨を判示している。[26]特定の処分を争う者としては、その処分の準拠法条を通じて違憲性を主張する以外に、他の法令の違憲を主張しても、それは抽象的に法令の効力を争うのに帰するからといえよう。

また、仮処分関係の裁判例としては、土地区画整理法第七六条第四項および行政代執行法第二条による県知事の除却命令の代執行の目的たる家屋の占有者が、県を相手方としてその家屋の占有の訴を本案として占有妨害禁止仮処分を申請したのに対し、右仮処分は行政作用を阻止するもので許されな

い旨を判示した長崎地方裁判所昭和三五、二、二三決定（例集一一巻二号36）があげられよう。なお、権限ある国の執行機関の行為または公権力に基づく執行行為によって私人が占有を奪われた場合に、占有回収の訴によって救済を求めうるかどうかについて、東京地方裁判所昭和三五、九、八判決（例集二一巻九号218）は、それが他人の私力によって占有を奪われた場合に関する救済制度であることを理由として、外観上明白に公権力による執行行為と認められない場合は格別、右訴によって物の返還を請求できないものと解している。(27)

(23) 本判決の解説および批評、北村・法曹時報一二巻六号五七ページ、加納・民商法雑誌四三巻四号六一ページ。
(24) 十年史八七ページ注(9)参照。
(25) この判旨は最高裁判所第一小法廷昭和三六、八、三一判決（集一五巻七号二〇四〇ページ）によって支持された。
(26) 本判決の解説および批評、倉田・法曹時報一二巻四号七五ページ、覚道・民商法雑誌四三巻一号八八ページ、田口・法学研究三四巻八号六三ページ。
(27) 同旨、東京高等昭和三五、三、三〇判決、下級裁判所民事裁判例集一一巻三号78。

二　実体法通則に関する問題

(一)　自由裁量と法規裁量

行政庁の行為に関し、自由裁量事項か法規裁量事項かの判定を示した裁判例は、本年度においても少なくないが、地方公務員法第二八条（一定の事由により降任免職を認めた規定）につき、最高裁判所第一小法

廷昭和三五、七、二一判決（集一四巻一〇号一八一一ページ）は、同条第一項第一号、第三号に該当するか否かの判断は、任命権者にある程度の裁量権は認められるが、純然たる自由裁量に委せられた事項ではなく、右法条の趣旨にそう一定の客観的標準に照らして決せらるべきものと説き、もし任命権者において右客観的標準に合致するか否かの判断を誤つて処分をした場合には、裁量権の行使を誤つた違法のものたるを免れず、その判断は同法第八条第八項にいう法律問題として裁判所の審判に服すべきものとしている。(28) 特別権力関係でしかも公平委員会等特別の審査機関が設けられている制度の下においても、右のような意味での法規裁量と認められ、裁判所の適否の判断を受くべきものであることを明らかにしたわけである。また生活保護法第八条により厚生大臣の設定する要保護者に対する保護基準に関し、東京地方裁判所昭和三五、一〇、一九判決（例集一一巻一〇号239）は、同条第二項がこれを要保護者の最低限度の生活の需要を満たすに足るよう定むべきものと命ずるのは、その基準に同法第三条にいう「健康で文化的な生活水準を維持」することができるものを要請する趣旨であり、かような生活水準の具体的内容はもとより固定的ではないが、特定の国における特定の時点において一応客観的に決定しうるものであるから、したがつて右基準設定は、これら法条の規定するところを逸脱しえないわゆる羈束的行為に属し、その基準が同条に適合するかどうかが争われるときは、裁判所の判断を受くべきものと解し、何が最低生活であるかは、政治的行政判断の問題ではないとしている。(29)

その他、裁判例において法規裁量事項と解した事例には、たばこ専売法第三一条第一項による日本専売公社の製造たばこ小売人の指定（仙台地方裁判所昭和三五、一、一八判決、例集一一巻一号10）、「運転免許等の取消、停止又は必要な処分を行う場合における基準等を定める総理府令」第八条第一項による処分の加重事由たる情状および加重の程度の決定（広島地方裁判所昭和三五、八、一判決、例集一一巻八号188）等、自由裁量事項と認められた事項には、自創法第五条第四号の農地買収除外指定（大阪地方裁判所昭和三五、八、一九判決、例集一一巻八号179）、農地法第七二条による売渡土地の買収処分（長崎地方裁判所昭和三五、九、一二判決、例集一一巻九号198）、地方公務員法第二八条第二項第二号による刑事事件に関し起訴された職員に対する休職処分（東京高等裁判所昭和三五、二、二六判決、例集一一巻四号86）、裁判所職員の休暇に関する規程（昭和二五年最高裁判所規程第一〇号）により裁判所職員の年次休暇の申請に対し事務に支障があるか否かを認定して行なう承認（東京高等裁判所昭和三五、九、二一判決、例集一一巻九号221）、輸入貿易管理令第九条による外貨資金割当（東京地方裁判所昭和三五、二、一八判決、例集一一巻二号35）、出入国管理令第二六条による再入国許可（東京地方裁判所昭和三五、一二、一四判決、例集一一巻一二号277）等が見受けられる。

(28) 本判決の解説および批評、白石・法曹時報一二巻九号九三ページ、山田・民商法雑誌四四巻三号一二六ページ。

(29) 本書八九ページ注(13)参照。

(二) 行政処分の瑕疵

(1) 次に、行政処分の瑕疵の有無を判定した裁判例を一べつしよう。公法関係において、法律が予想していないような法律関係を当事者の合意に基づいて設定できるものかどうかは、問題であるが、最高裁判所第三小法廷昭和三五、七、二六判決（集一四巻一〇号一八四六ページ）は、地方公務員法第二八条第二項所定の場合（本人の意思に反して休職を命ずることのできる場合）以外において、任免権者が本人の希望をいれて依願休職なる処分をした場合について、休職がもともと本人の意思に基づくものである以上、かような処分も当該公務員の権利を害することのないことを理由として、これを無効と解すべきではないとしている。(30) それが特別権力関係であるがゆえに、とくに公務員の身分を保障する法の趣旨に反しないかぎり、かような行為も可能とする趣旨であろうか。また、行政処分の効力を処分時より以前に遡らせることが可能かどうかも議論があろうが、自創法による農地売渡しにおいて、売渡計画樹立前の日を売渡しの時期とした売渡処分を有効と認めた最高裁判所第三小法廷昭和三五、八、三〇判決（集一四巻一〇号一九五七ページ）があらわれている。この判決は、売渡計画樹立前の日を売渡時期として掲げる売渡計画は違法であるが、これを、売渡しの効力としての農地所有権移転は売渡令書交付の時に生じ、ただ国と相手方との間では、第三者の権利を害しないかぎり、過去の一時点以降所有権を相手方に移転したのと同様に取り扱う趣旨を示したものとして、有効と認められるものとし、したがつて、右売渡計画に基づく売渡処分もまた無効でないとするものである。(31) 農地法による農地売渡しにあた

り、売渡通知書に売渡期間を処分決定の前にまで遡つて定めた場合についても、これにより第三者の利益を不当に侵害しないかぎり、当該売渡処分は有効たるを妨げないとした名古屋高等裁判所昭和三五、一〇、二八判決（例集一一巻一〇号231）が存する。

なお、最高裁判所第一小法廷昭和三五、九、一五判決（集一四巻一二号二一九〇ページ）が、農地買収計画に対する異議申立却下決定のあつたことを申立人が知り、法定期間内に訴願し、その棄却裁決後買収令書が交付された場合において、異議却下決定の謄本が申立人に送付されていなかつたという瑕疵は、買収処分の無効原因ないし取消原因に当たらないといい、(32)同庁第三小法廷昭和三五、八、三〇判決（集一四巻一〇号一九七七ページ）が、訴願提起後に訴願書原本が失われても、その写が保存されている以上、これに基づき裁決することは違法でなく、また処分庁を経由することなく直接訴願庁に提出された訴願書または処分庁の弁明書の添付のない訴願書を訴願庁が受理しても違法でないと解しているのは、(33)いずれも被処分者あるいは訴願人になんら実害をもたらさなかつた瑕疵の存在は救済に値しないからといえよう。これに対して、外見上無瑕疵で適法性を具えると見られるような処分でも、その実質において違法と認められる場合があるものとした裁判例がある。大阪地方裁判所昭和三五、八、三一判決（例集一一巻八号182）が、既墾地を未墾地と誤認して自創法による買収を行ない、処分庁においていつたんその瑕疵を認めて取り消した後において、その土地の荒廃した現況を捉えて改めて未墾地買収計画を樹立した場合につき、それが現況において買収の対象となりうるとしても、土地荒廃の原因が先になされた違法処分によると認められる以上、再度の買収計画は信義則に照らして許されないものとしてこれを取り消しているのは注目されよう。

(30) 本判決の解説および批評、田中真次・法曹時報一二巻九号九三ページ以下、室井・民商法雑誌四四巻三号一三一ページ。
(31) 本判決の解説および批評、白石・法曹時報一二巻一〇号一三一ページ、田中正雄・民商法雑誌四四巻三号一七五ページ。
(32) 本判決の解説および批評、白石・法曹時報一二巻一一号九七ページ、松島・民商法雑誌四四巻四号一二三ページ。
(33) 本判決の解説および批評、白石・法曹時報一二巻一〇号一三二ページ、田中二郎・民商法雑誌四四巻三号一八一ページ。

(2) 行政処分の無効は、これに重大かつ明白な瑕疵の存する場合においてのみ認められるとする見解は、すでに最高裁判所の裁判例の採用するところであるが、同庁第三小法廷昭和三五、六、一四判決（集一四巻八号一三四二ページ）も、強行法規違背がすべて行政処分の当然無効原因となるものではなく、違背が重大かつ明白である場合に限つて無効原因となる旨を判示し、公定力の認められるこの種の行為が私法上のものと異なるところを明らかにしている。(34)かような見地に立ち、処分の無効かどうかを判定する上で実際上もつとも問題となるのは、瑕疵の明白とは、(イ)当該処分に欠けている具体的法定要件が間違いなく当該処分の法定要件であるということが、特別の専門的知識、経験をまたないでも一般人の正常な判断をもつてすれば明白であつたこ

と、および(ロ)当該処分がなされた具体的状況の下において問題の具体的法定要件の欠けていることが、特別の専門的調査や、研究をまたないでも、その外観によつて一般人の目に明白である、という二つの意味で明白であることをいうと説示した東京地方裁判所昭和三五、四、二〇判決（例集一一巻四号71）がある。そしてその判決は、農地買収において、不法占有地を小作地と誤認した瑕疵を、その具体的事情に照らし、処分庁が普通に調査すれば容易に判明しうべき程度のものと認め、これを上記(ロ)にいう外観上明白な瑕疵に当たるものと解している。買収処分の相手方の住所が、調査すれば比較的容易に判明しうべき状況にあつたにかかわらず、住所不明とし、自創法第九条ただし書の公告をもつて令書交付に代えた買収処分を当然無効と解した福岡地方裁判所昭和三五、七、一二判決（例集一一巻七号164）も、同様な見解を採るものと見られよう。

(34) 本判決の解説および批評、白石・法曹時報一二巻八号七四ページ、杉村・民商法雑誌四四巻一号七九ページ。判例タイムズ一一巻九号四七ページ、判例評論三二号九ページ。

(35) これとほとんど同様な事案について、山口地方裁判所昭和三五、七、一四判決（例集一一巻七号155）は、買収令書の交付に代えて公告をもつてした違法な買収処分を無効ならしめるほど重大な瑕疵ではないと解している。

(3) なお、最高裁判所に特殊な意味で処分の無効を認めた裁判例があらわれている。すなわち、同庁第一小法廷昭和三五、三、三一判決（集一四巻四号六六二ページ）は、国税滞納処分によつて滞納者以外の者の所有不動産につき、誤つてなされた公売処分は、目的不動産の所有権を競落人に取得させる効果を生じないとする意味において無効である旨を判示している。(36) その趣旨は、おそらく、差押えないし公売処分を目的不動産の所有権を徴収して競落人に移転する処分とみるかぎり、競落人にその所有権を取得させないこれら処分は無効というほかないが、それ以外の面では処分は有効として取り扱わるべきもの（処分庁滞納者間では代金受入れによる租税債権の消滅の効力を生じ、滞納者、競落人間では他人の物の売買に準じ、民法の売買担保責任の規定によつて処理される。）と解するにあろうか。

(36) 本判決の解説および批評、白石・法曹時報一二巻五号九四ページ、石田・民商法雑誌四三巻三号一一八ページ、林・法学論叢六八巻二号九九ページ、中川・税法学一一四号二八ページ。
なお行政裁判資料一一号六一ページ、二二号一〇二ページ参照。

(三) 行政庁による処分の取消し、撤回

行政庁による処分の取消しの事例としては、行政庁は処分の成立に瑕疵のある場合のほか、瑕疵の存否について当事者間に争いがあり、その争いをやめるため互いに譲歩して和解を締結し、その譲歩の方法として当該処分を取り消すこともまた許されるものと判示した横浜地方裁判所昭和三五、一一、一九判決（例集一一巻一一号262）、審査決定のごとき処分でも、決定後あらたに生じた資料により、決定を維持することが著しく納税者の権利利益を害すると認められる場合には、国税局長はその限度におい

てこれを取り消し、変更できるものと認めた広島地方裁判所昭和三五、五、一七判決（例集一一巻五号115）などがあげられよう。また、宅地、農地半々と認められるような土地を自創法により農地として買収した後、処分庁においてそれを誤りと認め、買収処分を是正する手段として同法第一六条所定の資格を欠く旧地主に売り渡したような違法な処分につき、これを売渡し後約一一年を経過した後に処分庁において取り消すことは、取消権の制限を逸脱したものと解した神戸地方裁判所昭和三五、五、二六判決（例集一一巻五号102）もある。

なお、行政処分について、処分庁が適宜これに付款を付することが許されている場合に、その付せられた付款条項に違背のあつたときは、それを理由として処分庁において処分を取り消すことが可能かどうか、かような場合に、取消権の行使およびその制限に関する一般理論はどのように適用されるものかは問題であるが、東京地方裁判所昭和三五、一二、一四判決（例集一一巻一二号277）は、法務大臣がその裁量により再入国許可処分に付した付款に違背した事実があつても、その違背に対して行使すべき取消権の留保をあらかじめ付款として表示していない以上、右事実を理由として右許可を取り消すことは違法であると解している。

第三　農地関係事件の裁判例概観

農地関係事件の本年度の第一審新受事件二〇九件を関係法令別にみると、自創法、農地調整法等の旧法関係一五一件、農地法関係五三件、その他五件であり、依然旧法時代の事件がその大部分を占めている。ことに、旧自創法による農地買収を争うものは、そのうちなお一〇八件を数える状況である。年間第一審の既済件数二一六件、うち裁判で終了したものが九六件あるが、認容判決（一部認容を含む）三〇件のうち二二件は旧自創法の農地買収事件である。

この種の事件の裁判例で一般理論に関連する目ぼしいものは、すでに第一、第二において記述したので、以下に掲げるものは多くはない。

一　農地等の買収関係

自創法による農地買収の対象に関しては、北海道旧土人保護法第一条により無償下付された土地でも、少なくともすでに開墾期間を経過したものについては、買収もまた許されると解した札幌地方裁判所昭和三五、八、一七判決（例集一一巻八号178）、いわゆる自作農創設維持の事業により創設された自作地で、その旨の登記を経由したものでも、当然に遡及買収から除外されるものでないとした最高裁判所第二小法廷昭和三五、一二、二判決（集一四巻一三号二九〇九ページ）がある。(1) また在村地主に認められる

保有小作地の面積は、土地台帳登録の地積によるが（自創法第一〇条参照）、最高裁判所第三小法廷昭和三五、九、二七判決（集一四巻一一号二三〇〇ページ）は、一筆の農地の地積中畦畔の占める割合が三分の一をこえる程度に過大であるものについては、その保有面積計算には、畦畔をすべて除外してなすべきものと解している(2)。なお、買収計画に関して、同庁第三小法廷昭和三五、六、一四判決（集一四巻八号一三四二ページ）は、買収計画書には、計画の樹立が農業委員会の議決に基づく旨の記載も、関与した委員の署名も不要であり、計画樹立につき委員会の議決がある以上、その公告について別に議決を要するものでない旨を判示している(3)。

次に、自創法による未墾地買収については、同法第三八条の市町村農業委員会の行なう「主務大臣の定める面積を超えない」小面積の買収において、そのいわゆる「面積」は公簿面積でなく、実測によるべきものとする青森地方裁判所昭和三五、三、一七判決（例集一一巻三号39）があり、また牧野買収に関しては、旧森林法による施業案を編成し、主務庁の認可を受け、戦時中のため実施に至らなかつたが、右施業案の実施上枢要な地位を占める土地であつて、これを失うことが施業案全体に重大な影響があり、施業案の目的完遂を困難ならしめるような土地は、たとえ採草の用に供せられていても、自創法にいう牧野に当たらず、買収できないものとする最高裁判所第二小法廷昭和三五、四、八判決（集一四巻五号七八三ページ）があらわれている(4)。

自創法による土地買収関係には、民法第一七七条の適用のないことは、今日裁判例の一般に承認しているところであるが、それは買収の相手方を登記名義人でなく、真実の土地所有者とするだけのことであつて、土地を買収した国またはそれを売り渡された者も登記を経ていない以上、被買収者から当該土地を買い受け、その取得登記を完了した第三者に対しては、右第一七七条により対抗できない旨を判示した奈良地方裁判所昭和三五、四、一八判決（例集一一巻四号69）がある。また、買収関係における登記の効力の問題としては、自創法第三〇条の未墾地買収による所有権取得登記をなすべき場合に、同法第三条による買収として所有権取得登記がなされたとしても、当該登記の効力にはなんら消長をきたさないものと解した福岡高等裁判所昭和三五、一〇、一一判決（例集一一巻一〇号226）が存する。

(1) 本判決の解説および批評、白石・法曹時報一三巻二号八五ページ、園部逸夫・民商法雑誌四四巻六号一〇〇ページ。
(2) 本判決の解説および批評、白石・法曹時報一二巻一一号一〇八ページ、南・民商法雑誌四四巻四号一五四ページ。
(3) 本判決の解説および批評、白石・法曹時報一二巻八号七四ページ、杉村・民商法雑誌四四巻一号七九ページ。
(4) 本判決の解説および批評、田中真次・法曹時報一二巻六号六二ページ、中尾・民商法雑誌四三巻四号七八ページ。

二　農地の権利移転等の制限

所有権の移転につき知事の許可を要すべき農地かどうかの判定の事例として、最高裁判所第一小法廷昭和三五、三、一七判決（集一四巻三号四六一ページ）は、小学校の学校農園のなかに建物の敷地と空地が

ある場合でも、その使用目的ならびに客観的使用状況において学校農園として不可分の一体を形成しているときは、右建物敷地および空地も農地と認めて妨げない旨を判示している。(5) また農地法第六条に定める所有制限に触れる農地でも、それについていまだ買収手続の着手のないものは、所有者において、同法第三条または第五条の規定に従つて譲渡できるものとする福岡地方裁判所昭和三五、四、一四判決（例集一一巻四号68）および福岡高等裁判所昭和三五、一〇、二七判決（例集一一巻一〇号230）があり、かような譲渡によりその所有制限も解消することを認めている。なお、農地譲渡の相手方は、その農地が小作地であるときは、その小作人またはその世帯員以外の者であつてはならないという制限があるが（同法第三条第二項第一号参照）、ここにいう小作人には、同法第六条第五項所定の看做し小作地の耕作者は含まれないと解されている（上掲福岡地方裁判所判決）。

以上のほか、農地についての権利移動に関する最高裁判所の判決には、農地所有権移転行為に対する知事の許可のあつた後でも、右移転行為が詐害行為に当たることを理由として取り消すことを妨げないとするもの（同庁第三小法廷昭和三五、一二、九判決、集一四巻一号九六ページ）(6)、農地の賃貸人は、別段の事情のないかぎり、その賃貸借契約上当然に、賃借人のために農業委員会に対する賃借権設定許可申請手続に協力義務があるとするもの（同庁第三小法廷昭和三五、一〇、一一判決、集一四巻一二号二四六五ページ）(7)、旧臨時農地等管理令第五条は取締規定にすぎず、同条による許可がなくても、農地所有権取得契約は無効でないとするもの（同庁第二小法廷昭和三五、四、一判決、集一四巻五号七二九ページ）(8)等が見受けられる。

(5) 本判決の解説および批評、北村・法曹時報一二巻五号八二ページ、田中正雄・民商法雑誌四三巻二号一五八ページ。
(6) 本判決の解説および批評、鈴木・法曹時報一二巻四号七二ページ、谷口・民商法雑誌四二巻六号一一一ページ。
(7) 本判決の解説および批評、北村・法曹時報一二巻一二号九八ページ、金山・民商法雑誌四四巻五号七六ページ。
(8) 本判決の解説および批評、三淵・法曹時報一二巻六号五四ページ、米川・民商法雑誌四三巻四号五三ページ、高根・判例評論三一号七ページ。

三　その他

農地等の賃貸借の解約等の制限を定めた農地法第二〇条の合憲性について、最高裁判所大法廷昭和三五、二、一〇判決（集一四巻二号二三七ページ）は、同条により農地所有者の地位が一般土地所有者に比して不利益となつているとしても、農業経営の民主化のため小作農の地位の安定向上を重要施策としている現状の下では、右程度の農地所有者の不自由さは公共の福祉に適合する合理的な制限と認むべきであり、また、右のような農地所有者の不利益も公共の福祉を維持する上において甘受しなければならない程度のものと認むべきものとし、同条をもつて憲法第二九条、第一四条の趣旨に違背するものとなしがたい旨を判示している。(9) 同じく農地等の賃貸借の更新について定めた同法第一九条に関しては、同条により期間の定めある賃貸借が地主の更新拒絶のない結果期間満了後従前と同一条件で賃貸借をしたものと看做される場合には、以後は期間の定めのない賃貸借として

存続するものと解した最高裁判所第二小法廷昭和三五、七、八判決（集一四巻九号一七二一ページ）があらわれている。(10)

なお、農地法第八〇条は、農林大臣がその管理する国有の土地等につき、同法施行令第一六条各号に該当する場合において、自作農創設等の目的に供しないことを相当と認定したときは、これをその旧所有者に売り払うべき旨を定めているが、右施行令第一六条第四号にいわゆる「農地が国民生活の安定上必要な施設の用に供せられる場合」とは、個人がその自己資金をもつて住宅を建設するような場合をも含むものと解した名古屋高等裁判所昭和三五、一〇、二八判決（例集一一巻一〇号231）がある。

(9) 本判決の解説および批評、倉田・法曹時報一二巻四号七五ページ、覚道・民商法雑誌四三巻一号八八ページ、田口・法学研究三四巻八号六三ページ。

(10) 本判決の解説および批評、川添・法曹時報一二巻九号八二ページ、園田・民商法雑誌四四巻二号一一一ページ。

第四　選挙その他投票に関する事件の裁判例概観

昭和三五年度の選挙関係事件の第一審新受三九件のうちでは、市町村における選挙の関係事件がその大半を占めている。年間の第一審既済件数は、前年度の受理件数が多かつた関係上七四件にのぼり、そのうち認容（一部認容を含む）されたもの一六件を数えている。上告審の既済件数は二三件あるが破棄は皆無である。

なお、地方自治法による直接請求の賛否投票関係事件は、第一審では新受も既済もなく、直接請求署名簿の署名の効力に関する事件の第一審新受四件、既済八件、市町村合併等に関する投票事件は、第一審新受二件、既済三件を示している。

一　公職選挙法関係

㈠　選挙または当選の効力に関する争訟原因

(1)　選挙無効原因と当選無効原因の区分

最高裁判所第一小法廷昭和三五、九、一判決（集一四巻一一号二〇〇五ページ）は、原審たる広島高等裁判所岡山支部が、候補者の長男が投票管理者に就任し、投票立会人の意見をきくことなしに、自己ほか一名を補助者と定めて代理投票を行なつた六票の投票を無効とし、その結果当選人の一部の者の当選を無効と認めた判決（昭和三五、一、二九判決、例集一一巻一号3）に対する上告事件について、その投票の無効およびその違法管理の当落におよぼす影響の判定方法を正当として上告を棄却している。これを選挙管理の違法を理由とする当選訴訟と認めた原審の態度を承認するものと解するのを許されるとすれば、従来投票の管理の違法もこれを選挙無効原因としてとらうべきものとする立場を持した、最高裁判所の見解に若干の変化があつたということができよう。(1)

(1) 本判決の解説、田中真次・法曹時報一二巻一一号八五ページ、同・選挙一四巻五号二〇ページ、矢野・民商法雑誌四四巻四号六二ページ、徳井・選挙時報一〇巻一号二八ページ。

最高裁判所の裁判例は、選挙の管理執行に関する規定違反で当落に異動を生じる虞れの認められるものは、つねに選挙の全部または一部を無効ならしめるものとし、選挙が無効となる以上当選の効力を問題とする余地はないから、選挙の管理執行に関する規定違反に原因して、当選人の全部または一部の当選が無効となることは考えられないとする立場を採つていたように見受けられる。同庁昭和二三、六、二六判決(集二巻七号一五九ページ)、昭和二九、九、一七判決(集八巻九号六四四ページ)等、十年史三八八ページ以下参照。

なお、違法管理によつて一定数の不在者投票を失効せしめた事案を当選争訟によつて処理した仙台高等裁判所昭和三二、四、三〇判決(例集七巻四号90)に対する最高裁判所昭和三二、五、三一判決(集一一巻五号八九四ページ)が、上記のような最高裁判所の裁判例の考え方につき変化を示した先例といえるかどうか疑問のあることについては、十年史三九一ページ注(18)、行政裁判資料二五号二四六ページ参照。

(2) 投票管理に関するもの

次に、投票管理の違法の争われた事例を見よう。投票管理者または投票立会人が、その選挙において代理投票の補助者となること自体は選挙法の禁ずるところでないが、ただ、それらの者が補助者となつた間、投票管理者の職務の執行者を欠きまたは立会人数が法定数未満となるときは問題である。しかし、最高裁判所第一小法廷昭和三五、九、一判決(集一四巻一一号二〇四〇ページ)は、かような場合でも、投票管理者および立会人の職務の執行上とくに支障をきたす事情の認められないかぎり、選挙は無効となるものでないと解している(2)(同旨広島高等裁判所岡山支部昭和三五、一、二九判決、例集一一巻一号3)。また第一小法廷同日の判決(集一四巻一一号二〇五五ページ)は、投票管理者が投票立会人の意見をきくことなしに代理投票補助者を選任することは、公職選挙法第四八条に違背するが、それだけでは代理投票は無効となるものでない旨を判示し(3)(同旨、前掲広島高等裁判所岡山支部判決)、第一小法廷昭和三五、九、二二判決(集一四巻一一号二二五一ページ)は、代理投票が投票管理者に対する適法な申請なくして選挙事務係員の受付け処理によつた場合でも、投票が補助者二名によつて成規どおりなされている以上、ただちに選挙の自由公正を害し、選挙の結果に異動を及ぼす虞あるものとなすべきでないとしている(4)。これらの判決は、あるいは普通投票の管理に、あるいは代理投票の執行に、いずれも実質的に障害なく、したがつてその選挙人の投票内容は違法管理の影響を被つていないと考えたためといえよう。これに対して、代理投票を無効と認めた事例には、既述の投票管理者が候補者の長男でありながら自己を補助者として代理投票を行なつた場合についての最高裁判所判決(5)および広島高等裁判所岡山支部の判決があり、投票の自由公正の原則に背くことをその無効理由とするが、それは結局選挙人の自由な投票意思の表示が疑われ、そのような疑いのある投票を当落決定の資料に供しえないとする趣旨であろう。なお、このほか、代理投票を申請する選挙人を投票記載場所に連行することなく、補助者が投票所外の受付付近で投票記載を行ない投函したものを無効と解した名古屋高等裁判所金沢支部昭和三五、一〇、

二四判決（例集一一巻一〇号233）がある。

さらに、不在者投票手続に関しては、不在者投票事務に従事する者が不在者投票立会人となり、かつ、その立会人が投票用封筒の裏面になすべき署名を自らしないで他人に代筆させたことは公職選挙法施行令第六〇条に違反し、右手続の公正を保障する点に欠けるものがあるが、かような違法管理された投票数が当選人と次点者との得票差をこえないかぎり、それは選挙の結果に異動を及ぼす虞はないものとした札幌高等裁判所昭和三五、一一、一七判決（例集一一巻一一号249）(6)、病院における不在者投票の施行にあたり選挙人が自ら投票用封筒に封をすることなく、選挙事務従事者が右選挙人の面前を離れてから自ら封をした場合は、その投票を無効と解した名古屋高等裁判所金沢支部昭和三五、一〇、二四判決（例集一一巻一〇号233）がある。

(2) 本判決の解説および批評、田中真次・法曹時報一二巻一一号八五ページ、同・選挙一四巻五号二〇ページ、園部敏・民商法雑誌四四巻四号六九ページ、徳井・選挙時報一〇巻一号二八ページ。

(3) 本判決の解説および批評、田中真次・法曹時報一二巻一一号八五ページ、同・選挙一四巻五号二〇ページ、園部逸夫・民商法雑誌四四巻四号七五ページ、徳井・選挙時報一〇巻一号二八ページ。なお行政裁判資料二五号二四八ページ参照。

(4) 本判決の解説および批評、田中真次・法曹時報一二巻一一号一〇七ページ、同・選挙一四巻六号一六ページ、山下・民商法雑誌四四巻四号一四三ページ、山林・選挙時報一〇巻一号一九ページ。

(5) 本判決の解説および批評、注(1)参照。

(6) 本判決は最高裁判所第二小法廷昭和三六、六、九判決（集一五巻六号一五五八ページ）によつて支持されている。

(3) 選挙公営に関するもの

いわゆる選挙の公営面における管理の瑕疵が争われた事例としては、まず、候補者が所属政党の変更届出をした場合については、選挙法にとくに明文はないが、選挙長はその届出の実質的内容を審査する職務権限をもつものでないから、形式的要件が備わる以上これを受理し、速やかにその旨を告示し、かつ、管下の市町村選挙管理委員会に通知すべく、市町村選挙管理委員会はその通知を受けた時は可能な範囲内でなるべく速やかに立会演説会等の候補者の氏名および党派別の掲示を修正すべきものと解しながらも、特別の事情からかような届出を受理しなかつた選挙長の行為を選挙の結果に無影響と認めた東京高等裁判所昭和三五、九、一九判決（例集一一巻九号203）がある。これは、その届出候補者が従来頻繁に所属政党名を変更していること、それに主義綱領その他実体の変更が認めがたいこと、変更の旨の告示、掲示等がなされなかつたとしても、その者の得票数に著しい差異があるとは考えられないこと、およびその候補者の得票数がはなはだ少なく最下位当選者、最上位落選者に比べ大差のあること等が認められた結果である。その他、公職選挙法第一七三条の候補者氏名および党派別の掲示において、同一の名称をもつ政党が二以上あつて彼此誤認の虞あるときは、選挙の公正を害さない限り、その区別をするための方法を講ずることは、選挙管理委員会に許されないことではないと解し、肥後某を代表とする民主社会党が既存のわが国三大政党の一である民主社会党と同一名称である

ため「民主社会党（肥後）」と掲示等に表示することを違法でないとした東京高等裁判所昭和三五、一二、一五判決（例集一一巻一二号267）、立候補届出書中の候補者所属政党欄における「無所属」なる記載は、公職選挙法施行令第八八条第四項所定の党籍証明書を得られなかつた場合に記載すべき相当広い意味の呼称であること、および選挙運動用ポスターの検印にあたつても、また選挙公報掲載文の受理にあたつても、選挙管理委員会に掲載内容を審査・規制すべき権限のないことを理由として、無所属として届出した候補者について、そのポスターに所属政党を表示したものを黙認検印した行為、その公報掲載文に「何党県支部推薦」と表示したものを受理・掲載した行為を、いずれも選挙の規定に違反することなく、選挙の自由公正を著しく阻害するものでもない旨判示した名古屋高等裁判所金沢支部昭和三五、一、二二判決（例集一一巻一号1）(7)、選挙公報掲載文の内容を審査して許否を決することは許されないにしても、その内容が一見して法令違反行為に該当する疑いがあること明白な場合には、選挙管理委員会は候補者に対し、一応注意を与えて修正を促すことは法の禁ずるところではないが、かような勧告によつて修正した掲載文の申請が、告示された申請期限後になされたときは、これを受理することは違法であり、ただかような修正掲載文の公報掲載が、その候補者の不利益となつて、得票数の減少が考えられないような場合には、選挙の無効原因と認むべきではないとした東京高等裁判所昭和三五、九、一九判決（例集一一巻九号203）、立会演説会における演説妨害につき、選挙管理委員会が責任者として選挙人および妨害をうけた候補者に対する陳謝文を新聞広告およびその折込ビラとして配布した事実があつても、その内容が特定の候補者にとり有利または不利でもなく、選挙人に予断偏見をいだかせる虞もないものであれば、これを選挙の規定違反、選挙の自由公正を害するものとはなしがたいとした東京高等裁判所昭和三五、六、一八判決（例集一一巻六号138）などがあげられよう。

(7) 本判決の批評、保志場・選挙時報九巻四号二一ページ。なお行政裁判資料二五号二五九ページ参照。

(4) 投票の効力に関するもの

個々の投票の効力を判定した裁判例は、本年度においてもかなり多数にのぼるが、そのうち目ぼしいもの若干を掲げよう。

記載不完全な投票の帰属判定に関する判旨には、投票の記載がわずかに候補者の氏または名の一部に合致するとしか見られないものでも、他の候補者の氏名と類似性のないかぎり、当該候補者の有効得票と解した事例が少なくない。たとえば、「長」と記載された投票は候補者長瀬健太郎に（東京高等裁判所昭和三五、四、一三判決、例集一一巻四号76）、「ホン」または「植」または「治郎」と記載された投票は候補者植田万治郎に（仙台高等裁判所昭和三五、五、二三判決、例集一一巻五号109）、「なか」または「中」と記載された投票は中田吉雄に（広島高等裁判所松江支部昭和三五、八、五判決、例集一一巻八号183）、いずれも帰属せしめうるものとしている。

二名以上の候補者のうちいずれに投票したものかを判別した事例としては、市議会議員選挙の候補者に八田たつ、半田栄一とあり、また、同時に施行された市長選挙の候補者に畑芳郎があつても、議員選挙において「ハタ」と記載された投票は、八田候補の得票と認むべきものとした東京高等裁判所昭和三五、四、一二判決（例集一一巻四号78）があるが、候補者に塩見道徳と溝口組なる会社の代表取締役塩見久市とがある場合に、溝口組と肩書を付して塩見道徳と記載した投票は、両者いずれを記載したか確認しがたいものとして無効とした最高裁判所第二小法廷昭和三五、一二、二判決(8)（集一四巻一三号二九四四ページ、同旨、広島高等裁判所昭和三五、五、一二判決、例集一一巻五号107）が見受けられる。

次に、投票の記載に文字以外の符号を交えたものについては、「サ〇タ」と記載された投票の中の一字は、「ワ」の発音を表示するものとして、候補者沢田源次の、また「㋮」と記載された投票を植田万治郎の屋号を表わすものと認め、いずれも有効得票と認めたものがある（仙台高等裁判所昭和三五、五、二三判決、例集一一巻五号109）。

いわゆる投票の他事記載については、無効投票とした事例には、候補者の氏名のほかに「必勝」なる文字を記載した投票（最高裁判所大法廷昭和三五、一二、一四判決、集一四巻一四号二〇三七ページ、(9)同旨、東京高等裁判所昭和三五、三、一一判決、例集一一巻三号43）、「一、長瀬健太郎」と記載した投票（東京高等裁判所昭和三五、四、一三判決、例集一一巻四号76）などがあるが、投票用紙の候補者氏名欄にその選挙の候補者氏名を記載したほか、用紙表面にこれと同時に施行された他の選挙の候補者氏名を記載したものの表面記載部分を、また、「1中田吉男」と記載した外、かたわらに「2石」と記載し抹消した箇所ある投票の「1」の部分を、いずれも抹消を失念したにすぎないものとして他事記載に当たらないとしたもの（前者、東京高等裁判所昭和三五、四、一三判決、例集一一巻四号76、後者、広島高等裁判所松江支部昭和三五、八、五判決、例集一一巻八号183）、「中田……」、または「宮崎――」と記載された投票を名の記載を省略した趣旨のものとして、また、参議院地方選出議員選挙における「（ミヤザキ）」と記載された投票の「かつこ」をその上部に記載された「地方区」なる記載と区別する意味のものとして、投票の効力を害さないと解したもの（上掲松江支部判決）などが見受けられる。

なお、投票の帰属決定について、公職選挙法第六八条の二は、同一の氏名、氏または名の候補者間において、その氏名、氏または名のみ記載した投票を、その候補者の他の有効得票数に応じて按分加算することを認めているが、かような方法を違憲とする主張に対し、最高裁判所大法廷昭和三五、一二、一四判決（集一四巻一四号二〇三七ページ）は、結局これを立法政策上の問題で違憲性は認めがたい旨を説示している(10)（同旨、東京高等裁判所昭和三五、三、一一判決、例集一一巻三号43）。

(8) 本判決の解説および批評、田中真次・法曹時報一三巻三号八〇ページ、同・選挙一四巻七号二五ページ、田村・民商法雑誌四四巻六号一〇九ページ、畠山・選挙時報一〇巻三号二四ページ。

(9) 本判決の解説および批評、田中真次・法曹時報一三巻二号八六ページ、同・選挙一四巻七号二六ページ、山下・民商法雑誌四五巻一号五五ページ。

(10) 本判決の解説および批評、注(8)に掲げるもの参照。この最高裁判所判決には少数意見として違憲説がある。

(二) 争訟手続に関するもの

市町村の選挙の選挙訴訟、当選訴訟は、異議申立、訴願の二段階の前審を経て出訴される。この場合の被告庁は、つねに裁決庁である都道府県選挙管理委員会とすべきものとする見解が支配的であり(大阪高等裁判所昭和三五、一、二五判決、例集一一巻一号2等参照)、最高裁判所第二小法廷昭和三五、九、三〇判決(集一四巻一一号二三八一ページ)も、市議会議員選挙の当選の効力に関する訴願裁決の取消しを求める訴については、都道府県選挙管理委員会は被告適格を有しないものとしている。しかし、この判決は、異議決定、訴願裁決ともに、当初の当選決定を維持した場合においては、その当選決定を対象として当該選挙を管理し、当選人決定の公告に当たつた市選挙管理委員会を被告として当選の効力に関する訴を提起することができる旨をあわせて判示した点で注目される。(11) また、県選挙管理委員会の選挙の効力に関する訴願裁決取消しを求める訴訟において、被告を市選挙管理委員会から県選挙管理委員会に変更することの許否については、公職選挙法第二一九条が行政事件訴訟特例法第七条を適用する旨を明定していないが、なお同条の準用によつて可能と解した東京高等裁判所昭和三五、五、一七判決(例集一一巻五号108)があらわれている。

次に、当選訴訟に見られる特殊な問題であるが、議員選挙で最下位当選人の得票数が次点者のそれより少ないことを理由として訴願したところ、最下位当選人も次点者も得票同数でくじで当選人を定むべき場合として当選無効の裁決があつた場合に、訴願人は形式上は請求を全部認容されたことになるが、なおこれを不服として出訴する利益を認められるものかどうか。かような場合について、訴願人はその本来求めるところが達成されていないものとして積極に解した高松高等裁判所昭和三五、三、二四判決(例集一一巻三号45)がある。(12) その他、訴訟上の問題としては、当選訴訟にその当選を争われている当選人が補助参加した場合につき、右参加人に必ずしも被参加人の主張の範囲内で被参加人を補助する地位にとどまるものではなく、いわゆる共同訴訟的補助参加として被参加人の訴訟行為と抵触する行為をも有効になしうる旨判示した東京高等裁判所昭和三五、四、一三判決(例集一一巻四号76)も見受けられる。(13)

なお、訴訟の場合のみに限る問題ではないが、選挙の違法管理の結果無効投票を生じた場合に、その混入した無効投票の当落に及ぼす影響の判定につき、公職選挙法第二〇九条の二の適用の有無の問題があるが、最高裁判所第一小法廷昭和三五、九、一判決(集一四巻一一号二〇〇五ページ)は、代理投票の違法管理によつて六票の無効投票を混入した場合につき、各当選人の得票数から右無効投票数をそれ

ぞれ控除したものと最高位落選者の得票者に右無効投票数を加算したものを対比して判定すべきものとした原審（広島高等裁判所岡山支部昭和三五、一、二九判決、例集一一巻一号3）の判断を支持し、違法管理の故に選挙人の真意が正確に表現されていることを保障しがたい関係にあるものとして無効投票と認める場合は、同条にいわゆる潜在無効投票に当たらないものとして、その適用を拒否している。(14)

(11) 本判決の解説および批評、田中真次・法曹時報一二巻一一号一一一ページ、同・選挙一四巻六号一六ページ、楠・民商法雑誌四四巻四号一六七ページ。
もっとも、先例として東京高等裁判所昭和三三、七、七判決（例集九巻七号126）およびこれを支持した最高裁判所昭和三四、二、五判決（集不掲載）がある。

(12) 行政裁判資料二五号二七九ページ以下参照。

(13) 昭和二三年度年鑑一一一ページ以下、行政裁判資料一五号一二八ページ以下参照。

(14) 本判決の解説および批評、前掲注(1)に掲げるもの参照。この場合はたんに違法管理された投票数相当の無効投票が混入したにとどまらず、これと同数の本来有効となるべき投票が違法管理によって有効投票とされなかったという面（いわゆる潜在的有効投票の発生）があるわけである。

(三) その他

以上のほか、選挙関係では、選挙法上の住所が選挙権自体の要件あるいは選挙人名簿登録の要件としてしばしば問題となるが、最高裁判所第三小法廷昭和三五、三、二二判決（集一四巻四号五五一ページ）は、公職選挙法第九条第二項にいう住所とは、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をさすものであり、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等と分離して判断すべきでないといい、少なくとも選挙法における住所については、いわゆる住所複数説的の考え方を排斥している。(15) これは、さきに同庁が選挙法上の住所も民法上の住所と同様各人の生活本拠をさすものとし（大法廷昭和二九、一〇、二〇判決、集八巻一〇号一九〇七ページ）、地方公共団体の住民として有すべき住所は、一人につき一個に限定せらるべきものとした（第二小法廷昭和二三、一二、一八判決、集二巻一四号四七二ページ）趣旨をさらに敷えんしたものといえよう。

また、公職選挙法第二五二条による選挙権、被選挙権の停止の効力の発生時期に関しても、裁判例がある。最高裁判所第二小法廷昭和三五、九、三〇判決（集一四巻一二号二三八一ページ）は、この停止の効力の発生するのは、略式命令に対する正式裁判の請求を取り下げ即時罰金を完納して刑の執行を終了したときからと説くが、(16) それは同条の停止期間の始期を刑事判決の確定の当日とする趣旨であろう。

(15) 本判決の解説および批評、田中真次・法曹時報一二巻五号九一ページ、同・選挙一三巻七号一五ページ、中川・民商法雑誌四三巻三号一〇一ページ。行政裁判資料一五号九ページ以下参照。

(16) 本判決の解説および批評、注(11)に掲げたもの参照。

二 その他の投票事件

選挙以外の投票に関する事件の裁判例はいたつて少ない。新市町村建設促進法第二七条による市町

村境界変更に関する投票において、たんに「ハ」とのみ記載された投票は反対票と認めがたく、賛否不明の無効投票とする最高裁判所第二小法廷昭和三五、一二、二判決（集一四巻一三号二九二五ページ）(17)を取り上げうるぐらいなものである。ほかに、地方自治法による直接請求関係で、村長の解職賛否投票の効力に関する訴は、右村が吸収合併により消滅し村長がなくなれば訴訟利益を失う旨の最高裁判所大法廷の判決のあつたことは、すでに述べたが（本書一五ページ参照）、かような訴訟利益の消滅を認めた類似の事例としては、条例改廃請求者署名簿の署名の効力に関する訴訟において、当該条例を廃止する新条例が公布施行された場合（広島地方裁判所昭和三五、五、二四判決、例集一一巻五号123）、村長解職請求者署名簿の署名の効力に関する訴訟においてその村の合併により村長が失職した場合（松江地方裁判所昭和三五、五、二四判決、例集一一巻五号124）、町議会解散請求に関する当該選挙管理委員会の決定の取消しを求める訴訟において当該議会議員の任期満了により一般選挙が行なわれた場合（徳島地方裁判所昭和三五、二、二二判決、例集一一巻二号34）などが挙げられよう。

(17) 本判決の解説および批評、田中真次・法曹時報一二巻二号八〇ページ、同・選挙一四巻七号二五ページ、室井・民商法雑誌四四巻六号一〇四ページ。

地方自治関係事件の本年度の第一審新受件数二七件は、おそらく昭和二三年度以降この分野の事件の受理件数としては最低といえよう。しかし、そのうちに地方自治法第二四三条の二所定のいわゆる住民訴訟八件、第一四六条所定の職務執行命令訴訟二件が含まれていることは、注目すべきであろう。年間第一審の既済件数四七件、そのうち裁判によつて終了したもの一六件を数えるが、認容判決は一件もない。

一　条例に関するもの

条例の制定公布手続に関し、広島地方裁判所昭和三五、五、二四判決（例集一一巻五号123）は、地方議会の議長の条例改廃の議決の地方公共団体の長に対する送付は、送付書による要なく、かつ、それが地方自治法第一六条第一項所定の三日の経過後の送付であつても、長がこれを公布することは違法でないとし、かつ、その公布が当該地方公共団体の公告式条例に違背し、公布原本に長の署名の代りに記名押印がなされ、また、条例公布文の記載がなく、「左記条例を廃止する」旨と条例名のみを掲げ、条例全文の記載のない場合でも、その公布は違法ではあるが、当然無効とはいえない旨を判示している。

二　地方公共団体の廃置分合に関するもの

市町村の廃置分合が純然たる国の事務かどうかは議論がないわけではないが、東京地方裁判所昭和三五、三、二四判決（例集一一巻三号57）は、町の合併に関し町と県知事の意見対立のため町の申請した地方自治法第二五一条による自治紛争調停委員の調停却下決定取消の訴に対し、市町村の廃置分合は、本来国の事務に属し、これを地方自治法第七条第一項により知事に委任したものと解すべきであるとし、したがつて、地方公共団体の機関間または地方公共団体間の紛争には当たらず、右調停に付せらるべき事項でないと断じた。なお、この判決は、右廃置分合は関係市町村の申請があつても、知事において、その処分が住民の福祉に反し、地方自治の本旨にもとると認めるときは、これを行なわないこともできるものである旨をあわせて説示している。(1)

(1)　本判決の批評、和田・自治研究三七巻一一号一三九ページ。

三　地方議会および議員に関するもの

地方議会の議決事項に関して、最高裁判所第二小法廷昭和三五、七、一判決（集一四巻九号一六一五ページ）は、請負工事金の支払いが村歳出予算の執行行為に当たる場合でも、請負人に右工事資金の融通を受けさせるため村が請負人と共同で約束手形を振り出すことは、地方自治法第九六条第一項第八号にいう予算外のあらたな義務を負担する行為にあたり、これに議会の議決を欠くときはその行為は無効であり、それが手形行為であるとしても別異に解すべきものでない旨を判示している。(2) また、議会における選挙に関しては、選挙管理委員およびその補充員の選挙にも指名推選の手続が適用あるかどうか多少疑義があり、かつて消極に解した裁判例もあつたが、(3) 最高裁判所第三小法廷昭和三五、二、九判決（集一四巻一号一二ページ）は、その指名推選による選任を違法でないと断じている。(4)

地方自治法第九二条の二は、地方議会の議員について、当該地方公共団体と請負関係に立つ地位を占めることを許さない。かような場合の請負の意義については、古くから裁判例も少なくないが、(5) 仙台地方裁判所昭和三五、一二、二〇決定（例集一一巻一二号276）は、これを民法上の請負に限らず、地方公共団体の需要に応じて物品を売り渡す場合をも広く包含する旨を説いている。この請負関係に立つた議員は、地方自治法第一二七条のごとき資格決定の手続を要せず、当然失職するものと解するのが通説のようである。上掲仙台地方裁判所判決もこの見解をとり、議会が議員に対し同法第九二条の二に該当する旨の決議をしても、その失職は右決議によつて生ずるものではないから、右決議は取消しまたは無効確認訴訟の対象となるものではないとしている。なお、議員に対する議会の出席停止の懲罰は、除名の決議と趣を異にし、裁判所の審査のほかにある旨の最高裁判所大法廷判決のあつたことは、すでに述べた（本書四ページ）。

(2)　本判決の解説および批評、川添・法曹時報一二巻九号七〇ページ、原・民商法雑誌四四巻二号八〇ページ。

(3) 青森地方裁判所昭和二四、九、一九判決（月報一〇号335）、なお十年史四三一ページ、四三二ページ注(12)参照。
(4) 本判決の解説および批評、田中真次・法曹時報一二巻四号七五ページ、同・選挙一三巻七号一五ページ、矢野・民商法雑誌四二巻六号一二一ページ。
(5) 選挙関係行政事件裁判例要旨集四七九ページ以下参照。

四　地方公共団体の長に関するもの

地方自治法第一四二条は、地方公共団体の長についても上述の議員と同じく当該公共団体と請負関係に立つことを許さないのであるが、最高裁判所第二小法廷昭和三五、九、二判決（集一四巻一一号二〇六一ページ）は、知事の許可を受けて砂利採取業を行なう者のごときは、当該都道府県と請負関係に立つものに当たらない旨を判示している。(6)

地方公共団体の長については、委任事務の懈怠の防止および懈怠を理由とする罷免手続として、いわゆる職務執行命令訴訟が設けられているが、この制度の趣旨、目的、訴訟の性格を説いた最高裁判所第二小法廷昭和三五、六、一七判決（集一四巻八号一四二〇ページ）がある。この判決は、この制度を地方公共団体の長の地位の自主独立性の尊重と、国の委任事務処理機関たる地位に対する国の指揮監督権の実効性の確保との調和を図るためのものとし、これに裁判所を関与させて長に対する国の当該指揮命令の適法かどうかを判断させ、その適法性が是認される場合にはじめて代執行および罷免権を行使することによって両者の調和を期しているものと解すべきであり、したがって、裁判所は、その訴訟において、国の職務執行命令の適否を審査することは当然であるとし、原審（東京地方裁判所昭和三三、七、三一判決、例集九巻七号137）がその審理は命令の形式的要件の範囲にとどまると解したのを失当として破棄差戻している。(7)

(6) 本判決の解説および批評、田中真次・法曹時報一二巻一一号八七ページ、高橋・民商法雑誌四四巻四号七八ページ、今井・地方自治一五九号一二ページ、池田・自治研究三七巻七号一六一ページ。
(7) 本判決の解説および批評、白石・法曹時報一二巻八号八三ページ、同・法律のひろば一三巻八号四四ページ、南・民商法雑誌四四巻一号一〇六ページ、金子・ジュリスト二〇八号一〇四ページ、園部逸夫・ジュリスト続判例百選二〇〇ページ、なお行政裁判資料五号九七ページ参照。

五　住民訴訟

地方自治法第二四三条の二のいわゆる住民訴訟における請求の内容は、職員の違法または超権限行為の制限、禁止、取消しまたは無効、それによる損失の補てんの三形態にとどまり、そのいずれにも当たらない請求は許されないと解されている（松山地方裁判所昭和三五、一一、一〇判決、例集一一巻一一号265）。県知事が特定の会社に対し、固定資産税の賦課徴収をしないことをもつて、本条第一項所定の「財産の違法処分」に当たるとして、その不作為の禁止の裁判を求めた訴に対し、東京高等裁判所昭和三五、六、二二判決（例集一一巻六号146）は、賦課処分以前の抽象的租税債権のごときは、いわゆる「財産」に包含されず、その不作為は財産の積極的放棄ではないから、いわゆる「処分」といえないものとし、そ

の請求は実質上課税処分をなすべきことを求めるもので、本条の訴に属しないと解している。

本条の訴の対象となる行為のうちに地方議会の議決に基づくものが含まれるかどうかについて、消極説をとる裁判例があるが[8]、静岡地方裁判所昭和三五、四、二六判決（例集一一巻四号85）は、地方公共団体の長が議会の違法議決に対して地方自治法第一七六条の権限を行なうことなく、これに基づいて事務を執行するときは、長の行為として違法といえるものとして、積極に解している[9]。また、この訴の対象たる行為は、当該地方公共団体に損害を与えるものであることを必要とするかどうかにも議論が存するが、同上判決は、この点についても積極説をとつている[10]。この訴でつねに問題となるのは、行為の取消しまたは無効確認の請求における被告であるが、本年度においては、契約の無効確認について当該公共団体と契約の相手方を共同被告とすべく、契約の衝に当たつた市長に被告適格はないとするもの（前掲静岡地方裁判所判決）と、団体、契約の相手方のほか町長にも被告適格を認めたもの（千葉地方裁判所昭和三五、八、一一判決、例集一一巻八号187）との対立があり、また村長の単独行為について村長のほか当該村をも共同被告とすべきものと解した裁判例（前掲松山地方裁判所判決）がある。

(8) 大阪地方裁判所昭和三〇、二、一五判決（例集六巻二号42）、岡山地方裁判所昭和三一、三、三〇判決（例集七巻三号71）、津地方裁判所昭和三一、五、六判決（例集八巻五号91）、福岡地方裁判所昭和三一、三、一九判決（例集八巻三号45）。

(9) 同旨、盛岡地方裁判所昭和三一、三、一四判決（例集七巻三号66）等。

(10) 同旨、甲府地方裁判所昭和三一、一、一八判決（例集八巻一号13）。

六 その他

地方自治法第二三九条の四は、地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、地方自治法に特別の定めのある場合を除き、これがため必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでは、これを議会に提出することができない旨定めているが、福島地方裁判所昭和三五、三、七判決（例集一一巻三号56）は、これを訓示的規定にすぎず、予算を伴わない議決も無効といえないものとし、議会の議決に基づいた職員退職手当支払義務が合併後の町村に引き継がれ、あらたに予算措置を必要とする場合であつても、それを理由として右支払いを拒否することはできないものとしている。また、同法第二四三条は、地方公共団体の工事の請負は原則として競争入札に付さなければならない旨を規定するが、千葉地方裁判所昭和三五、八、一一判決（例集一一巻八号187）は、同条にいう競争入札は一般競争入札を意味するものとし、町が町役場庁舎建設工事の請負につき指名競争入札に付した事実をもつて同条および同町条例に違背するものと認めながらも、右請負契約を住民訴訟によつて無効または取り消しうべき違法行為と認めなかつた。右判決は、その理由として、地方自治法第二条第一五項は、法令に違反した地方公共団体の行為を無効とする旨を定めているが、それは、団体の法令違反行為をすべて無効ないし取り消しうべきものとする趣旨ではなく、法令違背のある場合でも、当該法令の重要性、当該行為と同種の行為に関する従来

のいきさつおよびそれに対する関係者その他一般住民の態度等を総合勘案してその効力を定むべきものとし、その町において従来同様な工事請負につき指名入札が度々行なわれており、町民あるいは議員等からもかつて異議なく、それにより町に対する不利益実害も認められない場合には、なお右請負契約を無効としあるいは取り消すべきものではない旨を説示している。

第六　税法関係事件の裁判例概観

昭和三五年度における税法関係事件の第一審新受件数一四四件の内訳は、国税関係一二三件（うち滞納処分関係二〇件）、地方税関係二一件（うち滞納処分関係一二件）であり、前者では所得税、法人税、贈与税に関するものが大部分を占め、後者では不動産取得税を争うものがもつとも多い。年間の第一審既済二二七件のうち、取下げ、和解で終つたもの一四一件にのぼり、判決によつたもので請求の認容（一部認容を含む）されたもの二三件を数える。

一　納税義務に関するもの

所得税法第一条第二項第六号は、同法施行地内に住所または一年内の居所を有しない者で同法施行地の事業者から著作権等の使用料の支払いを受ける者の所得税納税義務を定めているが、映画著作権の使用料について、東京地方裁判所昭和三五、五、七判決（例集一一巻五号113）は、映画フイルムの使用対価のみがこれに当たり、その映画の宣伝材料は別個の著作物であり、その所有権の譲渡の対価については、この納税義務はないものと解している。

次に、物品税に関して、神戸地方裁判所昭和三五、七、一四判決（例集一一巻七号163）は、関税法第一一八条によつて犯罪貨物の没収あるいは追徴がなされても、その犯罪者は物品税の負担を免れるものではなく、かような課税を不当に苛酷、不利益なものとは解しがたいから、その貨物に対する物品税賦課規定をもつて憲法第一三条に違反するものではないと断じている。また福岡地方裁判所昭和三五、九、二七判決（例集一一巻九号213）は、製造場から移出された大型容器入りの調味料を仕入れて、他に納入するため小袋に詰め替える行為をもつて物品税法第六条第二項所定のみなし製造と認めている。

酒税については、酒類の製造に関して他人の依頼を受けてたんに技術、労務および工場設備を提供したにすぎない者は酒類の製造者に当たらず、これに、酒税の納税義務は認めがたいとした東京地方裁判所昭和三五、五、一九判決（例集一一巻五号116）がある。なお、この判決は、旧酒税法第二七条第一項第九号、第二項所定の雑酒第三級に対する酒税の税率が他の種類の酒税の税率に比較してとくに高率とはいえず、この程度の税率あるいはこの税率による酒税の徴収が憲法第三一条、第二九条の規定の趣旨に反するものとは解されない旨をあわせて判示している。

二　課税物件および課税標準に関するもの

(一) 所得税関係

いわゆる株主相互金融会社の株主優待金は所得税法第九条第一項第二号の「利益の配当」に当たらないとする下級審裁判例のあることは、かつて紹介したが(昭和三一年度年鑑七八ページ参照)、本年度においては、同じ結論の最高裁判所第二小法廷昭和三五、一〇、七判決(集一四巻一二号二四二〇ページ)があらわれている。この判決は、所得税法上の利益配当は、取引社会における利益配当の観念(すなわち損益計算上の利益を株金額の出資に対し株主に支払う金額)を採用するものであつて、それは必ずしも商法上適法になされたものに限らず、いわゆる蛸配当、株主平等原則に反する配当のごときも含まれるが、この株主優待金は損益計算上の利益の有無にかかわらず支払われ、株金額の出資に対する利益金として支払われるものとのみは断定しがたく、いわゆる利益配当に当たらない旨を説示し、したがつて、同会社にこれに対する所得税源泉徴収義務はないものと判断している(1)。そこで、この場合の源泉徴収所得税の納付告知処分の効力が問題となるが、この点については、かつて無効と解した裁判例(2)もあるが、東京地方裁判所昭和三五、三、一〇判決(例集一一巻三号46)は、その瑕疵が明白性を欠くものとして、当然無効とは認めていない。

給与所得の課税標準に関しては、山口地方裁判所昭和三五、三、三一判決(例集一一巻三号51)は、これを給与債権が具体的に確定した時において支給せらるべき金額とし、給与が毎月払いで当月分をその月末において支給すべき定めのある場合は、現実に支払いがなくても、各その支払日において確定すべきものであるから、その後になされた債権放棄は、その者の給与所得額の計算に影響ないものとしている(3)。ただし、この判決は、所得税法第三八条による給与所得に対する源泉徴収義務は、給与の支払者が現実にその支払いをする時に成立するものであるから、給与債権の放棄があつて、その支払いがなされないのに、これに対し源泉徴収納付告知処分がなされたのは違法と解した。この後の点については、その控訴審判決である広島高等裁判所昭和三五、七、二六判決(例集一一巻七号1166)は、給与債権の確定後、その放棄によつて債権が消滅したときは、これを給与の支払いと同視することを相当とするから、給与の支払者は、その時において所得税の徴収納付の義務を負うと解し、反対の見解を示している。(3)なお、給与所得については、会社が社員に対し多額の金円を長期にわたつて無利息で貸し付けたと認められる場合には、税法上は、貸付利息相当額の利益をその者に給付したものとみるべきであるとし、これを賞与の性質をもつ給与所得と解した静岡地方裁判所昭和三五、九、二〇判決(例集一一巻九号211)がある。

また、山林所得、譲渡所得に関しては、最高裁判所第二小法廷昭和三五、九、三〇判決(集一四巻一一号二三三〇ページ)は、所得税法が同法第九条第一項第八号の譲渡所得から第七号の山林伐採または譲渡による所得を除外しているのは、山林所得が山林経営を伴う点においてその性質を異にするためと解

すべきであるから、山林を買い受け、二年一一月後に譲渡した場合でも、その間山林経営の実体のないときは、それによる所得は譲渡所得に属するものと認むべき旨を判示している。(4)

所得計算において収入より控除すべき経費の範囲については、店舗兼住宅をもつ事業者の事業上の経費と家事費用の区分が問題となる場合が多いが、神戸地方裁判所昭和三五、六、六判決(例集一一巻六号140)は、雑貨品販売業者につき、家事のほか店舗の労務にも従事すべき者として雇傭された使用人の給料を、そのうちいくばくが事業収入を得るために必要な経費であつたか、まつたく明らかでないことを理由として、その全額を必要経費と認めがたいものとし、また、敷地の地代はその敷地面積の少なくとも半分は家族居住の用に供していることを理由として、その半額を必要経費と認めず、その他、営業の維持遂行上必要やむをえないものでない寄附金、租税支払いのための借入金の利息は、いずれも必要経費に計上すべきものではないとした。なお、この判決は、電話の設置を受けるために支出した費用でその電話加入権の対価たる性質を有するものは、所得税法施行規則第一一条にいわゆる資本的支出ではないが、事業の損益計算にはかかわりないものと論じ、これを必要経費外のものと判定している。

(1) 本判決の解説および批評、白石・法曹時報一二巻一二号九二ページ、同・ジュリスト二一四号三六ページ、西原・民商法雑誌四四巻五号五八ページ、田中勝次郎・ジュリスト二二一号一四ページ、保住・法律論叢三四巻五号一四七ページ、入山・法律のひろば一三巻一二号一四ページ、広瀬・税経通信一六巻三号五二ページ。

(2) 東京地方裁判所昭和三一、一一、二八判決(例集七巻一一号2688)。

(3) 本判決の批評、清水・法学論叢六九巻三号九五ページ。

(4) 本判決の解説および批評、田中真次・法曹時報一二巻一一号一一〇ページ、高田・民商法雑誌四四巻四号一五九ページ。

(二) 法人税関係

株主相互金融を営む株式会社の株主優待金が、既述のように、会社の利益の存否にかかわらず支払われ、いわゆる利益配当に当たらないものとすれば、それは会社の益金処分と認むべきものかどうか疑問を生ずるわけであるが、東京地方裁判所昭和三五、三、一五判決(例集一一巻三号47)は、それが株主であり、会社から融資を受けていないという理由のみにより、持株数に応じて支払われるものであり、会社の純資産の減少により株主に対する実質的利益の供与であることを理由として、法人所得計算上は益金に計上すべきものと判断している。(5)

会社の役員に対する給与がいかなる範囲で損金あるいは益金処分と認められるべきかを問題とした裁判例は、本年度においても少なくないが、会社の役員と使用人との地位兼任にからんだ事例として、広島地方裁判所昭和三五、五、一七判決(例集一一巻五号116)は、会社監査役が使用人の地位を兼任する場合、それは有限会社法第三四条、商法第二七六条からすれば許されないところであるが、監査役が現

実に使用人として業務に従事している以上、同人に対する給与はその従事した業務の割合に応じて監査役に対するものと使用人に対するものと区別すべきであり、ただ実際においてその割合が不明であり、その者の従事しているところがほとんど使用人としての業務であるような場合は、その給与全額を使用人としての給与と認むべきものとしている。また、広島高等裁判所岡山支部昭和三五、六、二七判決（例集一一巻六号142）は、使用人一、二名程度の従業員の極めて少ない会社において、代表取締役または常勤の専務取締役、常務取締役等が本来使用人のするような業務を担当していても、これを目して役員兼使用人であると認むべきではない旨を判示している。なお、この判決は、役員の報酬と賞与の区分につき、役員に対する特別の給与が賞与に当たるかどうかは、必ずしもその支出形式にとらわれることなく、会社の業務執行上必要な対価として相当と認められないかどうかという実質に従つて決すべきものとしている。

次に、法人税法第三一条の三による同族会社等の行為または計算の否認に関連する事例を見ると、同法第九条第三項ただし書による指定寄附金の支出に対して行為計算の否認が許されるかどうかについて、大阪高等裁判所昭和三五、一二、六判決（例集一一巻一二号268）は、右ただし書および同法施行規則第八条は、会社のした寄附金のうち特定のものについてその全額を損金に算入することを定めたものにすぎず、右行為計算の否認権を排除したものとは解しがたいとしながらも、しかし、指定寄附金は、本来益金獲得に必要な経費としての損金の範囲をこえるものであつても、別個の政策的考慮に基づいて、その全部につき損金たることを擬制したものであるから、その寄附金の性質が会社事業に関係あるかどうか、寄附金額の多寡ないし会社にとつて過大かどうかを問わないものであり、これを会社の規模から見て不当に高額として否認する理由はないものと断じている。

(5) 本判決の批評、中川・税法学一一五号三七ページ。

(三) 地方税関係

不動産取得税につき、地方税法第七三条の二にいう「家屋が新築された場合」の意義については、すでに裁判例もあらわれているが(6)、福岡地方裁判所昭和三五、四、八判決（例集一二巻五号111）は、当該家屋についての一連の建築工事が、客観的に見て、これを取得する所有者の経済的利益を確実に算定し得ると認められる程度に達した場合、すなわち、その価格が課税標準として確実に把握算定できると認められる程度に達した場合をいうものとしている。また、同条第四項の「造作その他の附帯設備に属する部分でそれら以外の部分と一体となつて家屋としての効用を果しているもの」のうちには、劇場用建物の固定客席椅子のごときを含むとする青森地方裁判所昭和三五、三、一七判決（例集一一巻三号50）がある。

(6) 東京地方裁判所昭和三四、四、二二判決（例集一〇巻四号70）

三　更正、決定および賦課、徴収に関するもの

最高裁判所第三小法廷昭和三五、二、二三判決（集一四巻二号二六五ページ）は、税務署長のした所得金額更正の減額訂正は、所得税法（昭和二四年法律第七六号による改正前）第四六条第四項の再更正に当たらない旨を判示し、したがつて、これが争訟の対象とならないものと断じている。(7) このほか、更正または決定に関する裁判例は、前年度と同じく、ほとんど、青色申告者に対する更正通知書の理由付記を問題としたものにつきるといえよう。仙台高等裁判所昭和三五、九、二六判決（例集一一巻九号212）は、更正通知書の理由付記は、その不可欠の要件であり、これを欠く違法は右処分の取消原因に当たるとする見解を採用し、その理由付記はたんに総括的に収入、支出、所得額の総計を示す程度をもつては足りず、帳簿の記載、計算の誤りがどの点にあるかを具体的にその根拠を示して掲示することを要するものと説示し、かつ、理由記載不備のものは、後に審査決定の通知において理由付記の要件がみたされれば瑕疵は治癒されたものと認める余地はあるが、かような追完も法定の更正期間経過後においては許されないものとしている。これに対し、東京高等裁判所昭和三五、一〇、二七判決（例集一一巻一〇号234）は、この理由付記に比較的ゆるやかな態度を示し、更正の理由として「売買差益率検討の結果記帳額低調につき調査差益率により基本額修正所得金額更正す」と記載したものをもつて不充分とした原判決（東京地方裁判所昭和三四、一二、四判決、例集一〇巻二号22、昭和三四年度年鑑五九ページ参照）に反し、申告者が税務署員の実地調査に立ち会い、かつ、係官から調査による課税内容の説明を受けた事実等を参酌し、右の程度の理由記載をもつて更正理由を理解しうるに足り、違法といえない旨を判示している。(8) 理由付記が更正における帳簿調査とともに、青色申告者に対する一つの特典付与とみられる現行法の解釈として、この点いかなる見解をもつて妥当とするかむずかしい問題といえよう。

次に、賦課関係では、不動産登記申請手続において登記官吏が申請者の申告した課税標準につき、登録税法第一九条の六による告知処分をすることなく、そのまま申請を受理した場合に、これに、課税標準価格および登録税額を決定する登記官吏の処分の存在を認めることができるかどうか問題であり、裁判例の見解の対立のあることは、前年度の年鑑において紹介したが（昭和三四年度年鑑五七ページ参照）、本年度において東京高等裁判所昭和三五、一二、二六判決（例集一一巻一二号274）は、かような認定処分の存在を肯定し、これに対する不服（嘱託登記にあたり嘱託庁が登記申請者の不満とする課税標準価格をもつて嘱託した場合等に生じる）は、国税局長に対する審査請求をもつて争いうるものと解する見解を採用している。

なお、租税徴収の関係においては、国税徴収に関し国税の私債権に対する優先性を認めた旧国税徴収法第二条第一項は、国家の財政的基礎を保持する目的に出たもので、公共の福祉の要請にそい、憲法第二九条第一項、第九八条その他憲法の精神に反するものでない旨を判示した最高裁判所大法廷昭和三五、一二、二一判決（集一四巻一四号三一四〇ページ）(9)、同法第三条、第二九条等の諸規定も憲法第二九

条に違反しないとする東京高等裁判所昭和三五、一、二六判決（例集一一巻一号7）などが見受けられる。

(7) 本判決の解説および批評、田中真次・法曹時報一二巻四号九二ページ、永沢・民商法雑誌四三巻一号一二九ページ。
(8) 本判決の批評、中川・税法学一二一号二二ページ。
(9) 本判決の解説および批評、長利・法曹時報一三巻二号一〇〇ページ、高田・民商法雑誌四五巻一号一〇五ページ。

四　滞納処分に関するもの

滞納処分において、差押債権として行使した滞納税額と当該差押えにかかる物件の評価額を対比した結果、当該差押えによつては差押債権全額の満足を受けえない部分の生ずることが明らかな場合には、差押物権の評価が著しく不当でないかぎり、不足部分の滞納税額をふたたび差押債権として行使し、これを満足するに必要な限度でさらに別異の財産を差し押えることは可能であり、この場合、さきに行使した差押債権額を減縮した額をもつて差押債権額とすることを要しない旨を判示した広島地方裁判所昭和三五、五、九判決（例集一一巻五号114）がある。この点、滞納処分も民事訴訟法上の強制執行におけるとなんら異なるところがないとするものである。

また、旧国税徴収法第一二条第一項第一号は、差し押えられた財産の価額が滞納処分費および国税に優先する債権額に充当し残金を生じる見込みのない場合に、滞納処分を停止しうる旨を規定するが、その停止が徴税庁の自由裁量に属するかどうかについては疑義があり、かつて自由裁量と解した裁判例もあつたが、大阪地方裁判所昭和三五、二、五判決（例集一一巻四号79）は羈束的行為と解し、ただ、その違反は重大な瑕疵に当たらず、処分の取消原因たるにとどまるものとしている。(10)

その他滞納者が破産宣告を受けた後においては、その租税債権をもつて破産財団に属する財産に対し滞納処分たる差押えをすることは許されず、もつぱら破産管財人に対する交付要求によつて目的を達すべきものと解したもの（東京地方裁判所昭和三五、一二、二八判決、例集一一巻一二号2761）(11)、所得が高級料亭の経営により生じる場合に、その営業用の什器具等は、旧国税徴収法第一六条第一項第四号の差押禁止物件に当たらないとするもの（前掲広島地方裁判所判決）、同法第二六条の売却物件の買受人の制限規定に違反し、間接に滞納者等が買い受けた違法があるとしても、その瑕疵は明白性を欠き、公売処分を当然無効と認むべきでないとするもの（前掲大阪地方裁判所判決）などがあらわれている。なお、他人の所有不動産を差押え・公売した処分は、所有権移転を生じない意味において無効である旨判示した最高裁判所判決のあることは、すでに述べた（本書三〇ページ参照）。

(10) 本判決の批評、中川・税法学一一七号二六ページ。
自由裁量とするもの、長崎地方裁判所昭和三〇、七、一四判決（例集六巻七号1831）。なお十年史五〇四ページ参照。
(11) 同旨、東京地方裁判所昭和三四、三、二五判決（例集一〇巻三号39）。

五　争訟手続に関するもの

(一) 行政救済関係

昭和三四年法律第八〇号による改正前の法人税法の再調査請求または審査請求の手続には、訴願期間不遵守の宥恕を認めた訴願法第八条第三項の規定の適用のないことは、所得税法、相続税法等と同様であるのに、これには、これらの法律に見られるような不服申立期間延長の制度の規定を欠いており、したがつて、不服申立につき法定期間経過のあつた場合の救済は全くないように見えた。かつてその控訴審である大阪高等裁判所昭和三三、六、三〇判決、例集九巻六号110)もあらわれたが、期間の宥恕は許されない旨の裁判例(和歌山地方裁判所昭和三五、二、五判決(例集一一巻二号16)は、法人税法の再調査請求についても、請求者に通信・交通その他やむを得ない事由があると認めるときは、当該税務署長はその請求期限を延期できること所得税法等と異ならないものと解した。現在では、改正法によつてこの疑点はすでに解消している。

審査請求の前審としての再調査請求手続の省略の問題としては、旭川地方裁判所昭和三五、九、一六判決(例集一一巻九号208)は、所得税の更正処分に対する再調査請求が全部理由なしとして棄却され、その調査によつてあらたに判明した給与所得を含む金額をもつて再更正がなされた場合に、それに対しては再調査請求を経ないでただちに審査請求できるものとしている。

再調査決定、審査決定の通知書における理由付記についても、前述の青色申告者に対する更正処分の場合と同様、この点をゆるやかに解した裁判例があらわれている。静岡地方裁判所昭和三五、九、二〇判決(例集一一巻九号211)は、「調査の結果その理由が認められないため、これを棄却した旨の記載をもつて、支出金額自体に争いなく、その性質をいかに判定するかが問題であるような場合については、理由付記を欠いたものとはいいがたいとし、東京高等裁判所昭和三五、一〇、二七判決(例集一一巻一〇号234)は、再調査決定の理由に推算に採用した差益率が実態を反映して正当である旨を記載し、その審査決定には再調査決定に誤りがないと記載したのみでも、申立人が実地調査に立ち会つて調査の実態を了承している事情にかんがみ、その決定の結論を理解することができる限度で記載があるものといえるものとして、これを理由不備の違法があるとした原判決(東京地方裁判所昭和三四、二、四判決、例集一〇巻二号22、昭和三四年度年鑑六五ページ参照)を取り消している。

なお、審査決定のような行政処分は、原則として処分庁において取り消せないものと解されるのが一般であるが、あらたに生じた資料により、決定を維持することが納税者に著しく不利益な場合はこれが取消しも可能であるとした裁判例のあることは既述した(本書三二ページ参照)。

(二) 訴訟関係

訴の利益に関し、東京高等裁判所昭和三五、一二、一七判決(例集一一巻一二号270)は、事業所得の調査手続の違法を主張して事業税の賦課処分の無効確認を求める訴は、処分が無効となつて改めて適法な

手続によつて算定された課税標準および課税額が従前の課税処分と同一の結果になることがあるとしても、無効な課税処分により納付した税金が当然あらたに適法になされた課税処分による税金として充当されるわけではないから、右訴の利益がないとはいえない旨を判示している。

出訴の前審の省略については、違法な課税処分の取消しに基づいて、当該差押処分の取消しを求める訴を提起するには、当該課税処分について、再調査および審査を経た場合でも、なお当該差押処分に対する再調査および審査手続の経由を要するものとした福岡地方裁判所昭和三五、三、一五判決（例集一一巻三号48）があるが、さきに同様な場合につき、前審の省略を正当な事由あるものと解した裁判例も(12)存する。

また、出訴期間に関する問題としては、所得税法第五一条第一項ただし書の規定により審査請求を経ないで訴を提起する場合の出訴期間については、とくに明文がないので疑問があるが、旭川地方裁判所昭和三五、九、一六判決（例集一一巻九号208）は、審査請求をして三箇月を経過した日から六箇月と解した。その趣旨は、行政事件訴訟特例法第五条を適用したものと思われるが、この点については、所得税法第五一条と同内容の旧国税徴収法第三一条の四第一項ただし書の場合の出訴期間を三箇月と解した裁判例が前年度に見受けられる(13)。

その他、弁論主義の適用に関しては、富裕税課税処分取消訴訟において、課税価格を構成する個々の財産の価額についての主張のごときは、自白の対象となるものとした東京地方裁判所昭和三五、三、一七判決（例集一一巻三号49）、所得金額を争う場合において特定の支出にかかる経費がいわゆる必要経費に該当するかどうかは、法律問題であつて、自白の対象とならないと解する神戸地方裁判所昭和三五、六、六判決（例集一一巻六号140）などが存する。

(12) 横浜地方裁判所昭和三三、一一、二八判決（例集九巻一二号216）、なお十年史一三九ページ参照。

(13) 東京地方裁判所昭和三四、五、二八判決（例集一〇巻五号91）。

第七　その他の行政事件の裁判例概観

以上概観した部門以外の行政事件の昭和三五年度における動きは、既述の工業所有権関係事件を除けば、その第一審新受件数がもつとも多数を占めるのは、公務員関係の事件で九六件（前年に比べれば四三件減）、次いで都市計画、土地区画整理関係事件の三二件（前年度より一件増）、職業事業許認可関係事件の二三件（前年度と同数）、不当労働行為救済関係事件の一五件（前年度より二件増）、土地改良関係事件の九件（前年度より四件増）という状況であり、公務員関係事件において前年度より若干減少を示しているが、その他に著しい変動は見当たらない。

一　工業所有権に関するもの

(1) 旧意匠法第三条第二項、第八条第二項は、意匠で自己の登録意匠のみに類似するものは、なお新規性をもつものと看做し、類似意匠として登録を許していたが、その類似意匠として登録出願のあつたものが、自己の原登録意匠に類似するだけでなく、その出願前国内に頒布された刊行物に記載された原登録意匠に類似しない第三者の意匠に類似する場合について、最高裁判所第一小法廷昭和三五、四、二一判決（集一四巻六号九七四ページ）は、この場合、右出願意匠はもはや新規性を失い、したがつて、原登録意匠と類似するかどうかの判定をまつまでもなく、登録を許されない旨を判示している。(1)

旧商標法第二条第九号（他人の登録商標と同一または類似で同一または類似の商品に使用するものは登録を許さない旨）の規定に関する裁判例としては、裁縫機械を指定商品とする商標「シンカ」と「シンガー」とはその呼称を抽象的に対比すれば、判然区別されて混同の虞れはないにしても、「シンガーミシン」がその呼称で世界的に著名な裁縫機械として取引されているという取引事情の下では、彼此混同される事態の発生が考えられ、両者類似と解した原判決（東京高等裁判所昭和三三、六、二四判決、例集九巻六号115）に対して、上記第九号の関係では、他人の登録商標の周知・著名であることは、問題の商標の登録を許さない条件となつていないと反ばくする上告理由を排斥し、原判決の見解を支持した最高裁判所第三小法廷昭和三五、一〇、四判決（集一四巻一二号二四〇八ページ）がある。(2) 取引における混同防止のための商標類否の判別は、その実際の取引事情を背景として考察されなければならないとする見地によつたものといえよう。同庁第三小法廷昭和三五、一二、二〇判決（集一四巻一四号二一〇三ページ）もまた、上記第九号と同条第一一号（商品の誤認または混同を生じさせる虞あるものは登録しない旨の規定）とは、排他的に解しなければならないものではない旨を説示している。(3) なお、上記第九号に該当する商標は、旧商標法第三条の連合商標として出願された場合であつても、その出願の拒否を免れない旨を判示した東京高等裁判所昭和三五、一一、二九判決（例集一一巻一一号2264）がある。

その他、商標に関するものとしては、「長谷川」なるありふれた氏からなる商標でも、それが永年の使用によつていわゆる特別顕著性を有するに至ることがあるものとして、その商標登録出願を拒否したのを失当とした東京高等裁判所昭和三五、一、二八判決（例集一一巻一号9）が注目されよう。

(1) 本判決の解説および批評、白石・法曹時報一二巻六号八九ページ、谷口・民商法雑誌四三巻五号九七ページ。
(2) 本判決の解説および批評、白石・法曹時報一二巻一二号九〇ページ、内田・民商法雑誌四四巻五号四八ページ。
(3) 本判決の解説および批評、田中真次・法曹時報一三巻一二号九四ページ、豊崎・民商法雑誌四五巻一号八八ページ。

(2) 特許庁の審判関係の裁判例としては、権利範囲確認の審判を請求しうべき利害関係人につき、東京高等裁判所昭和三五、三、一判決（例集一一巻三号52）は、編物友の会を経営し、その事業として甲会社の登録実用新案にかかる手編器を使用してその知識および技術を教授している乙は、右手編器の使用拡布に従事しているものとしてその実用新案権の権利範囲確認につき利害関係を有するといえる

が、編物友の会の主宰あるいは一般的に編物技術の研究指導の関係のみでは利害関係を認めえない旨を判示している。また、特許出願の拒絶査定に対する抗告審判請求中右特許願が旧実用新案法第五条による出願変更がなされた場合の取扱いについて、同庁昭和三五、九、一五判決（例集一一巻九号214）は、特別の事情がないかぎり、抗告審判手続は審理の対象の喪失により当然終了し、特許庁はその審判請求になんらの措置をも要しないものと解している。

次に、審決に対する訴訟は、それが当該審決における判断の違法かどうかを対象とするものであり、その審決の判断の基礎とされていない全然別個の事実を主張してその適否を争うことはできないものと考えられているようであるが(4)、審判において争点となつていたところについては、訴訟の過程で全く新しい事実を主張することもまた許される旨および審決後の事実であつても商標の無効かどうかの判断の資料となりうるものは、訴訟において判断の資料に採用することを妨げない旨を判示した最高裁判所第三小法廷昭和三五、一二、二〇判決（集一四巻一四号二三三五ページ）(5)は、二つの商標の類否に関する理由の説明小法廷昭和三五、九、一三判決（集一四巻一一号二一三五ページ）については、裁判所は当事者の主張にとらわれるものではないことを明らかにしている(6)。

(4) 東京高等裁判所昭和三〇、八、九判決（例集六巻八号217）、同庁昭和三三、二、二七判決（例集九巻二号32）参照。

(5) 本判決の解説および批評、注(3)に掲げたもの参照。

(6) 本判決の解説および批評、白石・法曹時報一二巻一一号九二ページ、染野・民商法雑誌四四巻四号一〇一ページ。

二　公務員に関するもの

(1)　公務員の任用に関する裁判例としては、町長が町職員の職に欠員がないのにかかわらず、昇任の方法によつて職員を任命したことおよび競争試験または選考のいずれにもよらず職員を昇任させたことは、地方公務員法第一七条第一項、第四項に違反するが、それが任命権者の権限に基づいてなされたものであるかぎり、当然無効でないとした富山地方裁判所昭和三五、四、一五判決（例集一一巻四号91）がある。また、最高裁判所第一小法廷昭和三五、七、二一判決（集一四巻一〇号一八一一ページ）は、町村合併による新町の発足により、旧町村の正式職員であつた者があらたに新町の職員として任命されたような場合には、条件付任用に関する地方公務員法第二三条の適用はない旨を判示している(7)。

公務員の休職については、地方公務員の依願休職処分も無効でないとする最高裁判所判決、地方公務員法第二八条第二項により刑事事件に関し起訴された職員に対し休職処分に付するかどうかは、任命権者の自由裁量と解した東京高等裁判所判決の存することは既述した。（本書二七ページ、二六ページ参照。）また、町職員に対し昭和二九年法律第一九二号地方公務員法改正法附則第三項および待命条例に基づき行なつた待命処分が、五五歳以上であることを理由としたものであつても、憲法第一四条、地方公務員法第一三条に違反するものでないと断じたものに、上掲富山地方裁判所判決がある。依願退職に

関しては、将来の日時の日付を記載した退職願の書面を提出した場合につき、これに基づく任免権者の免職の同意の効力はその日付の日時に発生するものと解すべきであつて、右日時以前に免職の発令はできないとする高松高等裁判所昭和三五、三、三一判決（例集一一巻三号65）があらわれている。上掲最高裁判所昭和三五、七、二一判決が、免職降任事由としての地方公務員法第二八条第一項第一号、第三号に該当するかどうかの判定はたんなる自由裁量とみるべきでないと解していることについては、さきに紹介したが（本書二四ページ）、免職の事例としては、職員の組合活動が正当な組合活動の範囲を逸脱したと認められるものであれば、これを免職事由とすることは憲法第一四条、国家公務員法第一二七条、第九八条に違反するものでないと断じた名古屋地方裁判所昭和三五、五、三〇判決（例集一一巻五号133）、いわゆる一斉賜暇闘争をもつて、名を休暇請求権にかりた違法争議行為と認め、地方公務員法第三七条第一項違反として、これを理由とする懲戒免職を適法とした京都地方裁判所昭和三五、三、二五判決（例集一一巻三号63）などが見受けられる。(8) なお、法令の不備のため免職を無効と認めた特殊の事例に、非常勤の市消防団長は消防組織法第一五条の三第二項、第一五条の二第三項により市条例の定める事由によつて免職せらるべきであるのに、該当条例がないとして免職無効を宣した青森地方裁判所昭和三五、三、二九判決（例集一一巻三号64）がある。

次に、公務員の休暇に関しては、東京高等裁判所昭和三五、九、二一判決（例集一一巻九号221）は、裁判所職員の休暇に関する規程（昭和二五年最高裁判所規程第一〇号）における「裁判所は事務に支障がないと認めるときは……休暇を与えることができる」とする規定にいう「事務に支障」の意義を、原審（東京地方裁判所昭和三三、六、三〇判決、例集九巻六号120）が広く解して、休暇を許すことにより他の職員に悪影響を与え、ひいて裁判所全体の秩序ある運営を損うような場合をも含ませたのを失当とし、単純に当該職員が裁判所において課せられている日常の事務の遂行に支障を生ずる場合をさけるにとどまると解しながらも、具体的に職員から年次休暇の申請のあつた場合に、これを承認することが事務に支障があるかどうかは、一応裁判所当局の自由な裁量に任せられるところとし、したがつて、その申請不承認が著しく条理に反し不当でないかぎり、その申請拒否を違法となしがたい旨を判示している。

(7) 本判決の解説および批評、白石・法曹時報一二巻九号九三ページ、山田・民商法雑誌四四巻三号一二六ページ。

(8) 本判決の批評、秋田・労働経済旬報四四八号一一ページ。

(2) 公務員の給与については、労働基準法第二四条の賃金全額払いの原則との関係において問題となつた事例がある。地方公務員法第五八条によつて同条の適用を受ける地方公務員に対し、給与を減額支給すべき事由があつたのに、その事由の発生した時の属する給与支払期日に減額しないで給与を支給してしまつた場合に、その後の特定の給与支払日において、その時に支給する給与から先の減額相当額を減じて支払うことができるかどうかの点であるが、東京地方裁判所昭和三五、四、一五判決

（例集一一巻四号90）はこれを許さないものとする見解をとつている。(9)

その他、給与については、郵政省職員に支給される寒冷地手当、薪炭手当あるいは石炭手当、郵便能率向上手当等が、労働基準法第三七条第一項、同法施行規則第一九条第四号にいう「月によつて定められた賃金」あるいは第六号にいう「出来高払いによつて定められた賃金」に当たらず、したがつて、これら手当は、労働基準法第三七条による割増金計算の基礎となる賃金と認められないものと解した仙台地方裁判所昭和三五、一、二九判決（例集一一巻一号11）および札幌地方裁判所昭和三五、四、一判決（例集一一巻四号87）がある。

なお、恩給年金に関するものには、傷病年金の対象となる傷病の範囲について東京地方裁判所昭和三五、一二、一九判決（例集一一巻一二号2781）は、それは必ずしも厳格に恩給法（昭和二八年法律第一五号による改正前）第四九条の三、別表第一号表の五の各款に明示されるものに限定されず、これに匹敵するものをも含むものと解している。また、昭和三四年法律第一六三号国家公務員共済組合法改正法律により長期給付に関する規定の適用を受けるに至つた公務員が、右長期給付の掛金率の変更を争つた事例につき、東京地方裁判所昭和三五、七、一九判決（例集一一巻七号1731）は、国家公務員共済組合法においては、連合会がその加入組合にかかる長期給付事業の主体と解されるから、長期給付の掛金率に関する連合会の定款の変更が効力を生じたならば、連合会加入組合は当然連合会の決定した掛金率に拘束されるものであり、加入組合員を拘束するために各加入組合の定款の変更をも必要とするものでない旨を判示している。

(9) 労働関係民事・行政裁判資料第一一号一二八ページ以下参照。

三　土地区画整理、土地改良に関するもの

土地区画整理法第七七条による仮換地指定のあつた場合における建物等の移転、除却は、旧特別都市計画法による移転命令等と建て前を異にし、施行者において行なうのを本則とし、ただ、建物等の所有者または占有者に自ら移転除却の意思があればその意思に従つて自らこれを行なわせるために、同条第二項は施行者の移転除却の時期の通知のほか移転除却の意志の有無の照会をすることになつている。この通知および照会は、施行地区内の建物所有者、占有者に別段あらたな義務を課するものでないと解して、これに行政処分たる性質を認めがたいとする見解もあろうが、東京地方裁判所昭和三五、九、八判決（例集一一巻九号2171）は、これを無効確認訴訟の対象となる処分と解していることは既述したところである。(10) また土地区画整理法第八五条は、施行地区内の宅地について所有権以外の権利で登記のないものを有する者がその権利を申告していないときは、施行者はその権利がないものとして換地計画、仮換地指定、換地清算等ができる旨を定めているが、施行者において、かような無申告の借地権者で仮換地指定の通知をうけない者に対して同法第七七条による除却の通知、照会ではなく、

移転の通知、照会をした行為について、上記東京地方裁判所判決はこれを必ずしも違法といえない旨を判示している。すなわち、仮換地の指定を受けない者でも従前の土地について使用収益する権原を有していた者ならば、地主との関係において仮換地を使用収益できるのであり、仮換地の指定は公法上の処分にすぎず、これによって、従前の土地の私法上の使用関係に直接影響はないものであるから、無申告の借地権者であっても、無申告の故に当然に所有建物の除却の通知・照会を受くべきものとはいいがたく、施行者としては明らかに土地の不法占有者でない以上、原則として当該建物を仮換地上に移転させるべきものと解するのである。借地権者および建物の保護を重視した見解であるが、従前の土地の一部についての借地のような場合を考えると、この通知の結果、借地権者あるいは施行者において賃貸人の仮換地上にいかなる位置、面積をもって建物移転を強行しうることになるのか若干疑問がないではない。なお、旧特別都市計画法に基づく県知事の処分に対する取消訴訟は訴願前置を要するものでない旨の最高裁判所判決については既述した（本書一八ページ参照）。

次に、土地改良法に関しては、最高裁判所大法廷昭和三五、一二、二一判決（集一四巻一四号三一五七ページ）は、同法による権利の交換分合は、農業経営の合理化、農業生産力の発展を目的とし、公共の福祉のために行なわれるものであって、そのために耕作権の交換分合の程度にとどめず、農地所有権の交換分合を行なっても、憲法第二九条第三項に違反するものでない旨を判示している。(11)

(10) 本書一〇〇ページ。類似の事例として、行政処分の代執行の戒告を取消訴訟の対象と認めたもの、広島地方裁判所昭和二五・七・一九判決（例集一巻追録267）、旭川地方裁判所昭和二九・一一・二〇判決（例集五巻一一号279）、反対、東京地方裁判所昭和二八・一二・二八判決（例集四巻一二号364）、岐阜地方裁判所昭和三〇・三・七判決（例集六巻三号82）。

(11) 本判決の解説および批評、田中真次・法曹時報一三巻二号一〇二ページ、今村・民商法雑誌四五巻一号一一二ページ。

四　出入国および旅券に関するもの

外国人登録法第一〇条による変更登録に関しては、国籍を「韓国」から「朝鮮」に書き改めるがごときは、国籍の変更に当たらず、変更登録事由とならないものと解した神戸地方裁判所昭和三五、三、二四判決（例集一一巻三号62）がある。

外国人に対する退去強制処分関係の裁判例には、中華民国人で旧外国人登録令第一六条第一項第一号の退去強制事由の有無を争う者について、東京地方裁判所昭和三五、一〇、一九判決（例集一一巻一〇号240）は、その者が中華民国駐日代表部発行の華僑臨時登記証、僑民登記証の交付を受けていても、それは在日台湾人に対し本邦在留資格を付与したものではなく、また再入国許可処分、上陸の証印により再入国した者であっても、もともと適法な在留資格なくして在留する者であるかぎり、これに新たに在留資格を取得させるものではないとして、右退去強制処分を相当と認めている。なお、この判決は、出入国管理令第五〇条による法務大臣の退去強制手続における異議申立に対する裁決が、本人の自供調書のみに基づいてなされたものであるとしても、ほんらい刑事手続を対象とする憲法第三八

条第三項がこの手続に当然妥当するものではない旨をも判示している。その他、再入国許可に付せられた条件に違背したことを理由とした法務大臣の右処分の取消しに対し、その処分が条件違背の場合にこれを取り消すべき取消権留保の表示を欠いていることを指摘して違法と断じた東京地方裁判所昭和三五、一二、一四判決（例集一一巻一二号2277）については、さきにも述べた（本書三一ページ）。

次に、旅券に関しては、中華人民共和国行き一般旅券発給申請を旅券法第一三条第一項第五号にいう外務大臣において著しくかつ直接に日本国の利益または公安を害する行為を行なう虞あると認める相当の理由ある場合として拒否したのに対し、たんに渡航先がわが国と国交未回復の国家であるというだけで、ただちにその渡航がわが国の利益を害するとするのは、同号の不当な拡張解釈であつて許されないと解すべきであり、申請人が共産党幹部で指導的地位にある者であるというだけでは、国内、国際情勢を考慮しても、なお旅券発給拒否の事由とするに足りない旨を判示した東京地方裁判所昭和三五、四、二八（例集一一巻四号98）判決が注目されよう。(12)

(12) 旅券法第一三条第一項第五号の「日本国の利益を害する虞」の有無に関する外務大臣の判断の当否に対する裁判所の審査の限度を論じたものとして東京地方裁判所昭和二七・九・二七判決（例集三巻九号221）がある。昭和二七年度年鑑九ページ参照。

五　国民の厚生に関するもの

東京地方裁判所昭和三五、一〇、一九判決（例集一一巻一〇号239）は、国立療養所に入所、単身かつ無収入のため、生活保護法に基づき医療扶助および生活扶助を受けていた者に対する保護変更決定（親族から月額一五〇〇円の仕送りがなされることになつたため、生活扶助を廃止し、かつ、本人に支給する日用品費月額六〇〇円を控除した九〇〇円を医療費一部自己負担額とし、その残額についてのみ医療扶助を行なうことに変更）を不服とする事件につき、生活保護法は、憲法第二五条の生存権保障の理念に基づき、困窮者の生活保護制度を同条第二項にいう社会保障の一環として国の直接の責任において実現しようとするもの、すなわち、憲法の規定の現実化、具体化であつて、その第二条は、法定の資格を具えるかぎり何びとも国に対し健康で文化的な生活水準を維持することのできる最低限度の生活を保障する保護の実施を請求する権利を賦与したものと解すべく、したがつて、保護実施機関がこの保護請求権を不当に侵害する処分は違法であること、および同法第八条第一項による厚生大臣の保護基準の設定は、健康で文化的な生活水準を維持するに足るよう同法第三条、第八条第二項に拘束される羈束行為であるから、定められた右保護基準がその適用の対象たる大多数の要保護者に対しこの程度の生活水準を維持しがたいものであれば無効と認むべき旨を説示し、この見地から、本件月額六〇〇円の日用品費が入院入所の要保護患者にとつて最低限度の必要額にも不足するものと認定し、現行保護基準に従つてなされた本件保護変更決定を違法と断じている。なお、この判決は、保護変更決定にあたつて原告にまつたく補食費を認めなかつた点についても、かかる費用もまた患者の健康で文化的な生活水準を維持するため必要不可欠のものとして、

その違法をもあわせて指摘している。(13)

次に、社会保険関係の裁判例には、健康保険、厚生年金保険適用事業所の従業員に対し保険者の行なう被保険者資格確認行為は、資格取得の効果を生じさせる処分であるが、この効果を使用者の被保険者資格取得届出の日時より以前にまで遡及させて右処分を行なうことが可能かどうかが争われた場合について、その資格は法定の事業所に使用されるに至つた日において当然取得するものであり、遡及期間中の保険事故に対しても保険給付は可能であるとし、これを不能を内容とする処分でない旨説示した大阪地方裁判所昭和三五、一二、二三判決（例集一一巻一二号2813）、健康保険法第二〇条第一項が同法第一八条により被保険者資格を失つた者に対する任意継続被保険者資格取得申請期間を一〇日に限定しているのは、右期間を長期にするときはいわゆる逆選択が行なわれ、危険分散と相互扶助の原理に立つ健康保険の健全な発達と運営を期しがたいためと認め、したがつて、右申請期間後の申請がたとえ法律の不知によるものでも、第二〇条第二項にいう正当な理由があるものとして受理することはできないものと解した東京高等裁判所昭和三五、三、一一判決（例集一一巻五号127）(14)などが見受けられる。

なお、労働者災害補償保険法第一九条（故意または重大な過失によつて保険加入者が補償原因である事故を発生させたときは、政府は保険給付の全部または一部を支給しないことができる旨）の規定に基づき保険給付を制限する権限は、同法施行規則第一条第二項によれば事業所所在地を管轄する労働基準局長と定められているが、それは

この権限を右機関の専権に属せしめる趣旨ではなく、右保険関係の上級の審査機関である労働者災害補償保険審査官、労働保険審査会もまたこれを有する旨を説示した最高裁判所第三小法廷昭和三五、一一、一判決（集一四巻一三号二七八九ページ）がある。(15)

(13) この事件は、原告の姓から朝日事件と称されて世上の注目を引いた。本判決の紹介および批評、杉村・法学論叢六九巻二号九九ページ、清水・法学新報六八巻一号六五ページ、小川・季刊労働法三九号八七ページ、菊池・判例評論三四号一ページ等。その他法律時報資料版一五号朝日行政訴訟をめぐる資料参照。

(14) この判旨は最高裁判所第二小法廷昭和三六、二、二四判決（集一五巻二号三一四ページ）によつて支持された。

(15) 本判決の解説および批評、白石・法曹時報一三巻一号五二ページ、窪田・民商法雑誌四四巻六号五〇ページ。

六　鉱業権に関するもの

同一地域内においても、異種の鉱床中に存する鉱物を目的として二以上の別個の鉱業権が成立しうることは、鉱業法第一六条ただし書の認めるところであるが、この鉱床の同種か異種かの判定基準を論じたものに、東京高等裁判所昭和三五、八、二三判決（例集一一巻八号1821）がある。この判決は、いわゆる同種の鉱床中にある鉱物とは、賦存および成因の状況から見て、二種以上の鉱物でこれを同一鉱業の稼行対象とすることが鉱業の実態に適し経験上合理的とされるものをいうと解し、したがつて、鉱床の同種異種は、右同種の鉱床中にある鉱物の意義にかんがみ、科学的ならびに産業的見地から、個々の場合に当たつて具体的になさるべき事実認定によつて決せらるべきものと説き、その判定基準を定

めた鉱山局長通牒（昭和二六、五、一一付第三六三号）の五分類法も一応の基準を示すもので例外が認められないものではないとし、右通牒によれば同種鉱床中の鉱物と認められる鉄鉱と硫黄とを、北海道において異種鉱床中に存する鉱物と認めた鉱業権設定を違法ではないと判断している（同旨、東京地方裁判所昭和三五、三、一七判決、例集一一巻五号128）。

七　登記、登録供託等に関するもの

登記官吏の権限に関し、最高裁判所第一小法廷昭和三五、四、二一判決（集一四巻六号九六三ページ）は、登記官吏は、当該申請書および付属書類について登記申請が形式上の要件を具備するかどうかの形式的審査ができるのにとどまり、その登記事項が真実かどうかの実質的審査をする権限はない旨を判示するが[16]、これに対し家屋台帳の登録事項については、登記官吏は家屋所有者の申告の形式的審査にとどまらず、実地調査してその登録の要否を決定する権限を有するものと解した東京地方裁判所昭和三五、三、一〇判決（例集一一巻三号60）がある。また、供託官吏について、供託の受理にあたり供託書記載事項についていわゆる形式的審査をすれば足り、供託原因につき実質的審査をする権限はないとする千葉地方裁判所昭和三五、六、七判決（例集一一巻六号150）がある。

(16)　本判決の解説および批評、白石・法曹時報一二巻六号八四ページ、杉之原・民商法雑誌四三巻五号九一ページ。

八　宗教に関するもの

宗教関係の事件の裁判例には、寺院の檀徒を特定の一家一門の者に限り、総代は檀徒から永世総代において選任するなど特異な内規慣例による寺法でも、公益に反するものとはいえず、したがつて、かような寺法によつて定まつている、檀徒総代の同意を欠く寺院規則の制定は、旧宗教団体法第三三条の解釈上無効と認むべきであり、同条による地方長官の認可があつても有効となるものではない旨を判示した最高裁判所第一小法廷昭和三五、六、二判決（集一四巻九号一五六五ページ）がある。[17]けだし、地方長官の認可は寺院規則の効力を完成させるものであつて、独自の創設的効力を有するものではないからである。

また、東京地方裁判所昭和三五、四、二七判決（例集一一巻四号97）は、旧宗教法人が宗教法人法施行後清算法人として存立を認められる場合に、その檀徒たる資格を有する者は、右旧宗教法人の後身なりと自称する新宗教法人の規則認証処分の無効確認を訴求する利益あるものと解している。すなわち、檀徒は清算中の宗教法人についても、清算人の選任、残余財産の処分等につき法的に密接な利害関係を有するものであるから、右宗教法人の法的地位を否定する新宗教法人存立の基礎をなす知事の右認証処分を争う利益は認められるべきであるとするのである。

(17)　本判決の解説および批評、真船・法曹時報一二巻一〇号一一九ページ。長谷川・民商法雑誌四四巻二号六九ページ。

582152

合計	小計	その他	鉱業権に関するもの	出入国・旅券発給に関するもの	学術・教育に関するもの	の職業・事業の各種許認可に関するも	社会保険に関するもの	労働者災害補償等に関するもの	不当労働行為救済に関するもの	その他公務員に関するもの	公務員の分限・懲戒に関するもの	土地改良に関するもの	土地収用に関するもの
210	64	17	1	4	2	8	1	1	3	2	9	1	–
104	25	6	–	–	–	5	1	2	1	1	3	1	–
314	89	23	1	4	2	13	2	3	4	3	12	2	–
3	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
7	2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
116	32	10	–	3	1	3	1	2	1	1	2	6	–
4	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
132	34	10	–	3	1	3	1	2	1	1	2	6	1
182	55	13	1	1	1	10	2	3	1	2	6	1	1

事件種目 / 受理・結果		農地関係	自創法 農地買収	自創法 農地売渡	自創法 農地対価	自創法 牧野買収	自創法 牧野売渡	自創法 未墾地買収	自創法 付帯施設等の買収	農調法 農地等の権利設定移動の制限	農業委員会の委員に関するもの	譲渡政令に基く強制譲渡	自創法 農地買収	自創法 農地売渡	自創法 限農地等の賃貸借の解約等の制	自創法 その他	小計	選挙関係	参議院議員	都道府県会議員	市町村会議員	都道府県知事	市町村長	公職選挙法第二一一条に関するもの	小計	地方自治関係	地方自治法第七条に関するもの	条例の制定または改廃請求	地方公共団体の議会の解散請求	地方公共団体の長の解職請求	挙地方公共団体の議会において行う選	職務執行命令等	議員の懲罰	議会解散処分に関するもの	もの地方自治法第二四三条の二に関する	市町村合併に関するもの	小計	税法関係	固定資産税	都道府県民税・市町村民税	その他	相続税	資産再評価税	法人税	所得税	課税処分 地方税	課税処分 国税
受理	旧受		38	3	−	4	2	7	9	−	1	2	−	−	3	−	69	1	1	4	1	−	−	7	1	1	1	1	1	3	2	1	2	2	15		2	2	1	1	1	4	9	2	2
	新受		9	2	1	−	−	5	1	1	−	1	1	1	1	1	24	2	4	20	−	3	1	30	−	1	−	1	−	−	−	1	1	4		−	−	−	1	−	2	7	2	−	−
	計		47	5	1	4	2	12	10	1	1	3	1	1	4	1	93	3	5	24	1	3	1	37	1	2	1	2	1	3	2	1	3	3	19		2	2	1	2	1	6	16	4	2
既済	破棄自判		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	2	−	−	−	−	2		−	−	−	−	−	−	−	−	−
	破棄差戻		1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	2	−	−	−	2		−	−	−	−	−	1	−	−	−
	上告棄却		15	1	−	3	−	1	−	1	−	2	1	−	2	−	26	−	1	19	1	1	−	22	1	1	−	1	1	1	−	1	−	1	7		7	3	−	−	−	−	1	−	−	1
	上告却下		1	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	1		−	−	−	−	−	−	−	−	−
	取下		−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−		1	−	−	−	−	−	−	−	−
	計		17	1	1	3	−	1	−	1	−	2	1	−	2	−	29	−	1	20	1	1	−	23	1	1	−	2	1	3	2	1	−	1	12		8	4	−	−	−	−	1	−	−	1
未済			30	4	−	1	2	11	10	−	1	1	−	1	2	1	64	3	4	4	−	2	1	14	−	1	1	−	−	−	−	−	3	2	7		8	2	1	2	1	2	1	1	1	1

条例の制定または改廃請求	地方公共団体の議会の解散請求	地方公共団体の長の解職請求	地方公共団体の議会において行う選挙	議員の懲罰	職務執行命令等	議会解散処分に関するもの	地方自治法第二四三条の二に関するもの	市町村合併に関するもの	小計
1	1	1	1	3	2	1	2	2	15
1	–	1	–	–	–	–	1	1	4
2	1	2	1	3	2	1	3	3	19
–	–	–	–	2	–	–	–	–	2
–	–	–	–	–	2	–	–	–	2
1	–	1	1	1	–	1	–	1	7
–	–	1	–	–	–	–	–	–	1
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
1	–	2	1	3	2	1	–	1	12
1	1	–	–	–	–	–	3	2	7

税法関係	課税処分 国税 所得税	法人税	相続税	資産再評価税	その他	地方税 都道府県民税・市町村民税	固定資産税	不動産取得税	滞納処分に関するもの 国税	地方税	小計
	9	4	1	1	1	2	2	2	2	3	27
	7	2	–	1	–	–	–	–	5	1	16
	16	6	1	2	1	2	2	2	7	4	43
	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	1
	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	1
	7	3	–	–	–	–	1	–	4	2	17
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1
	8	4	–	–	–	–	1	–	5	2	20
	8	2	1	2	1	2	1	2	2	2	23

工業所有権関係	特許出願拒絶	特許権範囲確認	実用新案登録願拒絶	実用新案権範囲確認	意匠登録願拒絶	商標登録願拒絶	商標登録無効	商標権範囲確認	その他	小計
	9	–	1	1	6	8	1	1	1	28
	–	1	1	–	–	1	–	–	2	5
	9	1	2	1	6	9	1	1	3	33
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	–	–	–	–	–	1	–	–	–	1
	2	–	–	–	1	7	–	1	1	12
	–	–	–	–	–	–	–	–	1	1
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	2	–	–	–	1	8	–	1	2	14
	7	1	2	1	5	1	1	–	1	19

その他一般行政関係	国籍の得喪に関するもの	海難審判に関するもの	公正取引委員会に関するもの	漁業に関するもの	都市計画・土地区画整理に関するもの	土地収用に関するもの	土地改良に関するもの	公務員の分限・懲戒に関するもの	その他公務員に関するもの	不当労働行為救済に関するもの	労働者災害補償等に関するもの	社会保険に関するもの	職業・事業の各種許可に関するもの	学術・教育に関するもの	出入国・旅券発給に関するもの	鉱業権に関するもの	その他	小計	合計
	1	2	4	–	8	–	1	9	2	3	1	1	8	2	4	1	17	64	210
	–	2	–	1	2	–	1	3	1	1	2	1	5	–	–	–	6	25	104
	1	4	4	1	10	–	2	12	3	4	3	2	13	2	4	1	23	89	314
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	3
	–	–	–	1	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2	7
	–	–	2	–	3	–	–	6	1	1	2	–	3	1	3	–	10	32	116
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	4
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2
	–	–	2	1	3	–	1	6	1	1	2	–	3	1	3	–	10	34	132
	1	4	2	–	7	–	1	6	2	3	1	2	10	1	1	1	13	55	182

(2) 控訴審 (高等裁判所)

事件種目 / 受理・結果	農地関係 自創法										農調法		農地法								選挙関係		地方自治関係						税法関係 課税処分 国税						地方税			滞納処分に関するもの		
	農地買収	農地売渡	農地対価	牧野買収	牧野売渡	未墾地買収	未墾地対価	附帯施設等の買収	附帯施設等の売渡	附帯施設等の対価	農地等の権利設定移動の制限	農地等の賃貸借の解約等の制限	農地買収	農地売渡	未墾地買収	農地等の権利設定移動の制限	農地等の賃貸借の解約等の制限	農業委員会の委員に関するもの	その他	小計	基本選挙人名簿	小計	議員の懲罰	地方自治法第二一三条に関するもの	地方自治法第二四三条の二に関するもの	市町村合併に関するもの	その他	小計	所得税	法人税	相続税	贈与税	物品税	その他	固定資産税	事業税・特別所得税	不動産取得税	国税	地方税	小計
受理 旧受	170	16	9	8	3	33	1	13	1	3	3	9	1	–	1	2	8	1	10	292	–	–	1	1	2	4	3	11	38	21	2	1	1	1	3	3	1	4	2	7
受理 新受	66	3	1	2	–	14	–	4	–	–	–	2	4	1	–	2	1	–	4	104	1	1	–	–	–	–	4	4	22	8	1	–	4	4	1	1	1	4	6	5
受理 計	236	19	10	10	3	47	1	17	1	3	3	11	5	1	1	4	9	1	14	396	1	1	1	1	2	4	7	15	60	29	3	1	5	5	4	4	2	8	8	12
既済 裁判によるもの 判決 取消変更(一部取消変更を含む)	7	1	–	–	–	2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	11	–	–	–	–	–	–	–	–	3	1	–	–	–	3	–	–	–	1	1	[illegible]
既済 裁判によるもの 判決 取消差戻(一部取消差戻を含む)	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	[illegible]
既済 裁判によるもの 判決 控訴棄却	20	3	–	2	–	3	–	–	–	–	2	–	–	1	1	1	–	–	2	35	–	–	–	–	1	–	1	2	7	5	1	–	1	–	–	–	–	1	1	1
既済 裁判によるもの 判決 控訴却下	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	[illegible]
既済 裁判によるもの その他	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	[illegible]
既済 和解	6	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	7	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	[illegible]
既済 取下	14	–	–	1	2	2	–	1	–	–	–	–	1	–	–	–	1	–	1	23	1	1	–	–	1	1	1	3	6	3	–	1	–	–	2	–	1	–	–	1
既済 計	48	5	–	3	2	7	–	1	–	–	2	–	1	1	1	1	2	–	4	78	1	1	–	–	2	1	2	5	16	9	1	1	1	3	2	1	1	2	2	3
未済	188	14	10	7	1	40	1	16	1	3	1	11	4	–	–	3	7	1	10	318	–	–	1	1	–	3	5	10	44	20	2	–	4	2	2	3	1	6	6	9

行	…法 等の制限	農地法 農地買収	農地法 農地売渡	農地法 未墾地買収	農地法 農地等の権利設定移動の制限	農地法 農地等の賃貸借の解約等の制限	農業委員会の委員に関するもの	その他	小計	選挙関係 基本選挙人名簿	選挙関係 小計	地方自治関係 議員の懲罰	地方自治法第二一三条に関するもの	地方自治法第二四三条の二に関するもの	市町村合併に関するもの	その他	小計
1	9	1	–	1	2	8	1	10	292	–	–	1	1	2	4	3	11
2	2	4	1	–	2	1	–	4	104	1	1	–	–	–	–	4	4
3	11	5	1	1	4	9	1	14	396	1	1	1	1	2	4	7	15
4	–	–	–	–	–	–	–	1	11	–	–	–	–	–	–	–	–
5	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
6	–	–	1	1	1	–	–	2	35	–	–	–	–	1	–	1	2
7	–	–	–	–	–	1	–	–	2	–	–	–	–	–	–	–	–
8	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
9	–	–	–	–	–	–	–	–	7	–	–	–	–	–	–	–	–
10	–	1	–	–	–	1	–	1	23	1	1	–	–	1	1	1	3
11	–	1	1	1	1	2	–	4	78	1	1	–	–	2	1	2	5
12	1	4	–	–	3	7	1	10	318	–	–	1	1	–	3	5	10

行	税法関係 課税処分 国税 所得税	法人税	相続税	贈与税	物品税	その他	課税処分 地方税 固定資産税	事業税・特別所得税	不動産取得税	滞納処分に関するもの 国税	滞納処分に関するもの 地方税	小計	工業所有権関係 その他	小計
1	38	21	2	1	1	1	3	3	1	4	2	77	3	3
2	22	8	1	–	4	4	1	1	1	4	6	52	4	4
3	60	29	3	1	5	5	4	4	2	8	8	129	7	7
4	3	1	–	–	–	3	–	–	–	1	1	9	–	–
5	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	1	–	–
6	7	5	1	–	1	–	–	–	–	1	1	16	4	4
7	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
8	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
9	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
10	6	3	–	1	–	–	2	–	1	–	–	13	–	–
11	16	9	1	1	1	3	2	1	1	2	2	39	4	4
12	44	20	2	–	4	2	2	3	1	6	6	90	3	3

行	その他一般行政関係 国籍の得喪に関するもの	公正取引委員会に関するもの	漁業に関するもの	都市計画・土地区画整理に関するもの	土地収用に関するもの	土地改良に関するもの	公務員の分限・懲戒に関するもの	その他公務員に関するもの	不当労働行為救済に関するもの	労働者災害補償に関するもの	社会保険に関するもの	職業・事業の各種許認可に関するもの	学術・教育に関するもの	出入国・旅券発給に関するもの	鉱業権等に関するもの	その他	小計	合計
1	4	–	1	10	2	10	22	4	5	1	2	22	–	3	1	3	90	473
2	–	1	–	6	4	1	13	8	3	3	2	8	1	5	1	13	69	234
3	4	1	1	16	6	11	35	12	8	4	4	30	1	8	2	16	159	707
4	–	–	1	–	–	–	–	–	1	–	–	1	–	–	–	–	3	23
5	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1
6	–	–	–	2	–	2	6	1	1	2	3	9	–	2	–	10	38	95
7	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2
8	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	1	–	–	1	–	–	3	3
9	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	8
10	–	–	–	2	1	–	1	4	1	–	–	–	–	1	–	1	11	51
11	–	–	1	4	1	2	8	5	3	3	4	10	–	4	–	11	56	183
12	4	1	–	12	5	9	27	7	5	1	–	20	1	4	2	5	103	524

総計	2,490	845	3,335	91	226	70	10	16	17	444	1	874	2,461
合計	1	–	1	–	–	1	–	–	–	–	–	1	–
小計	1	–	1	–	–	1	–	–	–	–	–	1	–
琉球住民地位確認	1	–	1	–	–	1	–	–	–	–	–	1	–
その他一般行政関係													
最高裁判所													
合計	254	205	459	24	60	14	–	–	–	41	–	139	320
小計	17	6	23	–	–	3	–	–	–	–	–	3	20
その他	3	2	5	–	–	–	–	–	–	–	–	3	5
鉱業権に関するもの	4	1	5	–	–	–	–	–	–	–	–	–	5
るもの職業・事業の各種許認可に関す	4	–	4	–	–	1	–	–	–	–	–	1	5
土地収用に関するもの	–	1	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1
海難審判に関するもの	6	2	8	–	–	2	–	–	–	–	–	2	6
その他一般行政関係													

事件種目 / 受理・結果			高等裁判所	選挙関係									地方自治関係									工業所有権関係									その他一般行政関係									その他一般行政関係			最高裁判所									総計
				衆議院議員	参議院議員	都道府県会議員	市町村会議員	都道府県知事	市町村長	公職選挙法第二一一条に関する	小計		地方公共団体の長の解職請求	市町村合併に関するもの	小計		特許出願拒絶	特許無効	特許権範囲確認	実用新案登録願拒絶	実用新案登録無効	実用新案権範囲確認	意匠登録願拒絶	意匠登録無効	意匠権範囲確認	商標登録願拒絶	商標登録無効	商標権範囲確認	小計		海難審判に関するもの	土地収用に関するもの	職業・事業の各種許認可に関するもの	鉱業権に関するもの	その他	小計		合計		琉球住民地位確認	小計	合計		総計
受理	新受			4	5	8	53	2	25	12	109		1	10	11		97	16	14	30	22	24	6	4	3	64	30	6	316		8	1	4	5	5	23		459		1	1	1		3,335
既済	判決	認容		–	1	2	11	–	–	2	16		–	2	2		1	–	1	–	–	–	1	–	–	3	–	–	6		–	–	–	–	–	–		24		–	–	–		91
		棄却		–	2	5	18	–	6	–	31		–	–	–		3	–	–	1	–	–	1	–	–	23	1	–	29		–	–	–	–	–	–		60		–	–	–		226
		却下		–	–	–	3	–	1	–	4		–	–	–		2	–	1	1	1	–	–	–	–	2	–	–	7		2	–	1	–	–	3		14		1	1	1		70
		その他	決定	–	–	–	–	–	–	–	–		–	–	–		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–		–	–	–	–	–	–		–		–	–	–		10
			命令	–	–	–	–	–	–	–	–		–	–	–		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–		–	–	–	–	–	–		–		–	–	–		16
	和解			–	–	–	–	–	–	–	–		–	–	–		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–		–	–	–	–	–	–		–		–	–	–		17
	取下			–	1	1	10	–	4	5	21		–	1	1		2	1	1	2	8	2	–	1	–	1	1	–	19		–	–	–	–	–	–		41		–	–	–		444
	その他			–	–	–	–	–	–	–	–		–	–	–		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–		–	–	–	–	–	–		–		–	–	–		1
	計			–	4	8	42	–	11	7	72		–	3	3		8	1	3	4	9	2	2	1	–	29	2	–	61		2	–	1	–	–	3		139		1	1	1		874
未済				4	1	–	11	2	14	5	37		1	7	8		89	15	11	26	13	22	4	3	3	35	28	6	255		6	1	3	5	5	20		320		–	–	–		2,461

税		滞納処分に関するもの	
入場税	その他	国税	地方税
81	－	71	
－	1	20	
81	1	91	
－	－	2	
－	－	5	
－	－	1	
－	－	1	
－	－	－	
－	－	－	
40	1	16	
－	－	－	
40	1	25	
41	－	66	

(六) 昭和三五年度行政事件種目別 受理 既済 未済 件数表

(1) 第一審

地方裁判所 — 農地関係（自創法・農調法・譲渡政令）

受理・結果 ＼ 事件種目	農地買収	農地売渡	農地対価	牧野買収	未墾地買収	未墾地売渡	未墾地対価	付帯施設等の買収	付帯施設等の売渡	付帯施設等の対価	農地等の権利設定移動の制限	農地等の賃貸借の解約等の制限	農地の強制譲渡
受理 旧受	476	63	83	9	98	–	4	58	2	6	16	3	6
受理 新受	108	19	–	3	11	3	–	5	–	–	2	–	–
受理 計	584	82	83	12	109	3	4	63	2	6	18	3	6
既済 裁判によるもの 判決 認容（一部認容を含む）	22	2	–	–	3	–	–	1	–	–	–	1	–
既済 裁判によるもの 判決 棄却	23	3	1	1	5	–	–	5	–	–	1	1	1
既済 裁判によるもの 判決 却下	4	1	1	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–
既済 裁判によるもの その他 決定	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
既済 裁判によるもの その他 命令	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
既済 和解	3	3	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
既済 取下	58	11	–	–	12	–	–	8	1	–	2	1	1
既済 その他	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
既済 計	111	20	2	1	20	–	–	14	1	–	4	3	2
未済	473	62	81	11	89	3	4	49	1	6	14	–	4

地方裁判所 — 農地関係（農地法）・その他・小計

受理・結果 ＼ 事件種目	農地買収	農地売渡	牧野買収	牧野売渡	未墾地買収	未墾地売渡	付帯施設等の買収	農地等の権利設定移動の制限	農地等の賃貸借の解約等の制限	その他	小計
受理 旧受	14	10	1	1	67	–	2	8	20	36	983
受理 新受	16	5	–	–	13	3	–	9	7	5	209
受理 計	30	15	1	1	80	3	2	17	27	41	1, 192
既済 裁判によるもの 判決 認容（一部認容を含む）	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	30
既済 裁判によるもの 判決 棄却	3	–	–	–	–	–	–	1	2	6	53
既済 裁判によるもの 判決 却下	–	1	–	–	–	–	–	1	–	2	11
既済 裁判によるもの その他 決定	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	2
既済 裁判によるもの その他 命令	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
既済 和解	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	6
既済 取下	3	–	–	–	4	–	–	4	6	3	114
既済 その他	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
既済 計	6	1	–	–	4	–	–	6	9	12	216
未済	24	14	1	1	76	3	2	11	18	29	976

地方裁判所 — 選挙関係・地方自治関係

受理・結果 ＼ 事件種目	選挙関係 公職選挙法第二一一条に関するもの	選挙関係 基本選挙人名簿	選挙関係 その他	選挙関係 小計	地方自治法第七条に関するもの	条例の制定または改廃請求	地方自治法第七五条による監査の請求	地方公共団体の議会の解散請求等	地方公共団体の議会の議員の解職請求等	地方公共団体の長の解職請求等	議員の被選挙権を否定する議会の決議	議員の懲罰	職務執行命令等	議会解散処分に関するもの
受理 旧受	–	1	1	2	1	3	1	–	1	4	1	5	2	3
受理 新受	1	1	–	2	–	–	1	1	–	2	–	1	2	1
受理 計	1	2	1	4	1	3	2	1	1	6	1	6	4	4
既済 裁判によるもの 判決 認容（一部認容を含む）	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
既済 裁判によるもの 判決 棄却	–	–	–	–	–	1	–	–	–	1	–	–	–	–
既済 裁判によるもの 判決 却下	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–
既済 裁判によるもの その他 決定	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
既済 裁判によるもの その他 命令	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
既済 和解	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2	–	–
既済 取下	–	1	1	2	1	–	1	1	1	2	–	–	2	1
既済 その他	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
既済 計	–	1	1	2	1	1	1	1	1	4	–	2	2	1
未済	1	1	–	2	–	2	1	–	–	2	1	4	2	3

	小計	地方自治関係 地方自治法第七条に関するもの	条例の制定または改廃請求	地方自治法第七五条による監査の請求	地方公共団体の議会の解散請求等	地方公共団体の議会の議員の解職請求等	地方公共団体の長の解職請求等	議員の被選挙権を否定する議会の決議	議員の懲罰	職務執行命令等	議会解散処分に関するもの	専決処分に関するもの	選挙管理委員会の決定に関する選挙管理委員の選挙権を否定するもの	地方自治法第二一三条に関するもの	地方自治法第二四三条の二に関するもの	市町村合併に関するもの	条例無効に関するもの	その他	小計
1	2	1	3	1	-	1	4	1	5	2	3	-	1	3	32	3	3	10	73
-	2	-	-	1	1	-	2	-	1	2	1	1	-	-	8	1	1	6	25
1	4	1	3	2	1	1	6	1	6	4	4	1	1	3	40	4	4	16	98
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	6
-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	6	8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	3
-	2	1	-	1	1	1	2	-	-	2	1	-	-	3	9	-	1	4	26
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
-	2	1	1	1	1	1	4	-	2	2	1	-	-	3	14	-	1	12	44
-	2	-	2	1	-	-	2	1	4	2	3	1	1	-	26	4	3	4	54

税法関係 課税処分 国税 所得税	法人税	相続税	贈与税	富裕税	資産再評価税	酒税	物品税	入場税	その他	課税処分 地方税 都道府県民税・市町村民税	固定資産税	事業税・特別所得税	不動産取得税	遊興飲食税	入場税	その他	滞納処分に関するもの 国税	地方税	その他	小計
229	118	8	19	8	3	1	5	2	4	10	9	21	6	5	81	-	71	21	5	626
47	30	1	13	-	1	3	4	3	1	-	-	3	5	-	-	1	20	12	-	144
276	148	9	32	8	4	4	9	5	5	10	9	24	11	5	81	1	91	33	5	770
8	4	-	1	1	-	1	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-	2	3	-	23
28	7	3	1	-	-	-	2	-	2	-	1	-	2	-	-	-	5	3	-	54
1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	3
3	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	6
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	4
43	16	1	4	1	-	-	3	-	-	-	1	5	2	-	40	1	16	3	1	137
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
83	28	4	8	2	-	1	5	-	5	-	2	5	4	2	40	1	25	11	1	227
193	120	5	24	6	4	3	4	5	-	10	7	19	7	3	41	-	66	22	4	543

工業所有権関係 特許出願拒絶	その他	小計	その他一般行政関係 国籍の得喪に関するもの	海難審判に関するもの	公正取引委員会に関するもの	漁業に関するもの	都市計画・土地区画整理に関するもの	土地収用に関するもの	土地改良に関するもの	公務員の分限・懲戒に関するもの	その他公務員に関するもの	不当労働行為救済に関するもの	労働者災害補償等に関するもの
1	4	5	1	1	1	10	92	17	41	116	77	20	12
-	5	5	1	1	-	1	32	6	9	42	54	15	6
1	9	10	2	2	1	11	124	23	50	158	131	35	18
-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	1	3	-	-
-	-	-	1	-	-	-	4	3	1	7	6	3	-
-	3	3	-	-	1	-	4	1	-	2	6	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	-	1	-
-	4	4	-	-	-	2	21	2	5	10	19	12	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	8	8	1	-	1	2	33	7	6	22	35	16	-
1	1	2	1	2	-	9	91	16	44	136	96	19	1

…もの	地方自治法第二四三条の二に関するもの	市町村合併に関するもの	条例無効に関するもの	その他	小計	税法関係 課税処分 国税 所得税	法人税	相続税	贈与税	富裕税	資産再評価税	酒税	物品税	入場税	その他	課税処分 地方税 都道府県民税・市町村民税	固定資産税	事業税・特別所得税	不動産取得税	遊興飲食税	入場税	その他	滞納処分に関するもの 国税	滞納処分に関するもの 地方税	その他	小計
3	32	3	3	10	73	229	118	8	19	8	3	1	5	2	4	10	9	21	6	5	81	–	71	21	5	626
–	8	1	1	6	25	47	30	1	13	–	1	3	4	3	1	–	–	3	5	–	–	1	20	12	–	144
3	40	4	4	16	98	276	148	9	32	8	4	4	9	5	5	10	9	24	11	5	81	1	91	33	5	770
–	–	–	–	–	–	8	4	–	1	1	–	1	–	–	2	–	–	–	–	1	–	–	2	3	–	23
–	2	–	–	2	6	28	7	3	1	–	–	–	2	–	2	–	1	–	2	–	–	–	5	3	–	54
–	1	–	–	6	8	1	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	3
–	–	–	–	–	–	3	–	–	2	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	6
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
–	1	–	–	–	3	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	1	–	–	–	2	–	4
3	9	–	1	4	26	43	16	1	4	1	–	–	3	–	–	–	1	5	2	–	40	1	16	3	1	137
–	1	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
3	14	–	1	12	44	83	28	4	8	2	–	1	5	–	5	–	2	5	4	2	40	1	25	11	1	227
–	26	4	3	4	54	193	120	5	24	6	4	3	4	5	–	10	7	19	7	3	41	–	66	22	4	543

工業所有権関係 特許出願拒絶	その他	小計	その他一般行政関係 国籍の得喪に関するもの	海難審判に関するもの	公正取引委員会に関するもの	漁業に関するもの	都市計画・土地区画整理に関するもの	土地収用に関するもの	土地改良に関するもの	公務員の分限・懲戒に関するもの	その他公務員に関するもの	不当労働行為救済に関するもの	労働者災害補償等に関するもの	その他労働行政に関するもの	社会保険に関するもの	職業・事業の各種許可認可に関するもの	学術・教育に関するもの	出入国・旅券発給に関するもの	鉱業権に関するもの	その他	小計	合計
1	4	5	1	1	1	10	92	17	41	116	77	20	12	4	12	33	4	5	8	92	546	2,235
–	5	5	1	1	–	1	32	6	9	42	54	15	6	–	6	23	–	3	3	53	255	640
1	9	10	2	2	1	11	124	23	50	158	131	35	18	4	18	56	4	8	11	145	801	2,875
–	–	–	–	–	–	–	3	1	–	1	3	–	1	–	1	1	–	1	–	2	14	67
–	–	–	1	–	–	–	4	3	1	7	6	3	–	1	5	6	–	3	–	13	53	166
–	3	3	–	–	1	–	4	1	–	2	6	–	–	–	–	3	1	–	2	10	30	55
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	1	2	10
–	1	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	1	–	13	15	16
–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	2	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	4	17
–	4	4	–	–	–	2	21	2	5	10	19	12	3	–	4	13	2	1	2	23	119	402
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1
–	8	8	1	–	1	2	33	7	6	22	35	16	4	1	11	23	3	6	4	62	237	734
1	1	2	1	2	–	9	91	16	44	136	96	19	14	3	7	33	1	2	7	83	564	2,141

(2) 控訴審

高等裁判所

裁判所 / 受理・既済・未済			東京	大阪	名古屋	広島	福岡	仙台	札幌	高松	合計
受理	旧受		119	130	15	17	39	110	32	11	473
	新受		78	51	15	22	23	27	11	7	234
	計		197	181	30	39	62	137	43	18	707
既済			73	37	10	5	13	26	18	1	183
未済			124	144	20	34	49	111	25	17	524
新受・既済の内訳	農地関係	新受	23	27	7	14	8	17	6	2	104
		既済	21	14	4	3	9	15	12	–	78
	選挙関係	新受	–	–	–	–	1	–	–	–	1
		既済	–	–	–	–	1	–	–	–	1
	地方自治関係	新受	2	–	–	–	1	1	–	–	4
		既済	1	–	2	–	1	1	–	–	5
	税法関係	新受	15	15	5	4	9	2	1	1	52
		既済	14	13	4	2	2	3	1	–	39
	工業所有権関係	新受	4	–	–	–	–	–	–	–	4
		既済	4	–	–	–	–	–	–	–	4
	その他一般行政関係	新受	34	9	3	4	4	7	4	4	69
		既済	33	10	–	–	–	7	5	1	56

(3) 上告審

裁判所 / 受理・既済・未済			最高	合計
受理	旧受		210	210
	新受		104	104
	計		314	314
既済			132	132
未済			182	182
新受・既済の内訳	農地関係	新受	24	24
		既済	29	29
	選挙関係	新受	30	30
		既済	23	23
	地方自治関係	新受	4	4
		既済	12	12
	税法関係	新受	16	16
		既済	20	20
	工業所有権関係	新受	5	5
		既済	14	14
	その他一般行政関係	新受	25	25
		既済	34	34

大阪	名古屋	広島	福岡	仙台	札幌	高松	小計		最高	小計	合計
9	8	5	19	13	3	7	254	最高裁判所	1	1	2,490
1	4	3	8	7	–	1	205		–	–	845
10	12	8	27	20	3	8	459		1	1	3,335
7	4	6	26	8	2	7	139		1	1	874
3	8	2	1	12	1	1	320		–	–	2,461
–	–	–	–	–	–	–	–		–	–	290
–	–	–	–	–	–	–	–		–	–	216
1	3	3	8	7	–	1	37		–	–	39
7	3	6	26	8	2	5	72		–	–	74
–	1	–	–	–	–	–	2		–	–	27
–	1	–	–	–	–	2	3		–	–	47
–	–	–	–	–	–	–	–		–	–	144
–	–	–	–	–	–	–	–		–	–	227
–	–	–	–	–	–	–	160		–	–	165
–	–	–	–	–	–	–	61		–	–	69
–	–	–	–	–	–	–	6		–	–	261
–	–	–	–	–	–	–	3		1	1	241

(五) 昭和三五年度行政事件裁判所別 未済 既済 受理 件数表

(1) 第一審

裁判所 ＼ 受理・既済・未済			地方裁判所	東京	横浜	浦和	千葉	水戸	宇都宮	前橋	静岡	甲府	長野	新潟	大阪	京都	神戸	奈良	大津	和歌山	名古屋	津	岐阜	福井	金沢	富山	広島	山口	岡山	鳥取	松江	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	仙台	福島	山形	盛岡
受理	旧受			446	33	28	53	62	13	13	30	37	26	26	406	57	87	13	–	16	110	9	8	10	15	5	42	44	49	25	19	63	9	17	14	33	10	4	26	34	43	9
	新受			129	8	4	16	17	6	20	12	3	8	15	67	14	24	9	2	12	30	4	6	1	3	4	22	8	6	3	3	28	3	11	6	13	13	4	14	1	1	
	計			575	41	32	69	79	19	33	42	40	34	41	473	71	111	22	2	28	140	13	14	11	18	9	64	52	55	28	22	91	12	28	20	46	23	8	40	35	44	1
既済				213	5	18	17	11	6	5	13	1	11	9	59	17	27	5	–	3	31	4	4	6	4	3	23	16	11	2	10	33	6	11	2	14	4	2	14	17	8	
未済				362	36	14	52	68	13	28	29	39	23	32	414	54	84	17	2	25	109	9	10	5	14	6	41	36	44	26	12	58	6	17	18	32	19	6	26	18	36	9
新受・既済の内訳	農地関係	新受		33	4	–	11	14	1	2	4	1	1	6	27	7	7	5	1	–	14	3	1	–	–	1	4	2	2	1	1	6	2	–	–	3	3	–	1	1	1	
		既済		23	2	6	10	8	2	–	3	1	–	5	20	8	12	3	–	2	11	2	1	4	–	2	4	6	5	1	1	10	2	1	2	3	2	1	2	10	3	
	選挙関係	新受		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
		既済		–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	
	地方自治関係	新受		3	–	–	1	–	–	–	–	1	1	1	–	1	1	–	–	–	–	1	1	–	–	–	–	–	–	–	1	3	–	1	–	2	–	–	4	–	–	
		既済		8	–	–	3	1	–	–	1	–	2	1	–	–	2	–	–	1	1	1	2	–	–	–	1	–	–	–	1	4	–	2	–	2	–	–	2	2	1	
	税法関係	新受		32	1	1	1	–	–	–	5	–	2	2	20	2	10	–	1	2	13	–	1	–	–	2	6	3	1	1	1	9	–	2	4	3	2	–	4	–	–	
		既済		90	2	9	–	1	1	3	5	–	4	1	25	7	9	–	–	–	14	1	–	1	–	–	6	4	4	–	7	10	2	2	–	3	1	–	2	1	–	
	工業所有権関係	新受		5	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
		既済		8	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
	その他一般行政関係	新受		56	3	3	3	3	5	18	3	1	4	6	20	4	6	4	–	10	3	–	3	1	3	1	12	3	3	1	–	10	1	8	2	5	8	4	5	–	–	
		既済		84	1	3	4	1	3	2	4	–	4	2	14	2	4	2	–	–	5	–	1	1	4	1	12	6	2	1	1	9	2	6	–	6	1	–	8	4	4	

	大津	和歌山	名古屋	津	岐阜	福井	金沢	富山	広島	山口	岡山	鳥取	松江	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	鹿児島	宮崎	仙台	福島	山形	盛岡	秋田	青森	札幌	函館	旭川	釧路	高松	徳島	高知	松山	小計	高等裁判所	東京	大阪	名古屋	広島	福岡	仙台	札幌	高松	小計	最高裁判所	最高	小計	合計
	–	16	110	9	8	10	15	5	42	44	49	25	19	63	9	17	14	33	10	4	26	34	43	95	31	49	28	2	5	11	18	17	27	17	2,235		190	9	8	5	19	13	3	7	254		1	1	2,490
	2	12	30	4	6	1	3	4	22	8	6	3	3	28	3	11	6	13	13	4	14	1	1	16	6	9	10	2	1	3	13	9	15	6	640		181	1	4	3	8	7	–	1	205		–	–	845
	2	28	140	13	14	11	18	9	64	52	55	28	22	91	12	28	20	46	23	8	40	35	44	111	37	58	38	4	6	14	31	26	42	23	2,875		371	10	12	8	27	20	3	8	459		1	1	3,335
	–	3	31	4	4	6	4	3	23	16	11	2	10	33	6	11	2	14	4	2	14	17	8	13	11	14	12	1	3	3	9	9	7	7	734		79	7	4	6	26	8	2	7	139		1	1	874
	2	25	109	9	10	5	14	6	41	36	44	26	12	58	6	17	18	32	19	6	26	18	36	98	26	44	26	3	3	11	22	17	35	16	2,141		292	3	8	2	1	12	1	1	320		–	–	2,461
	1	–	14	3	1	–	–	1	4	2	2	1	1	6	2	–	–	3	3	–	1	1	1	10	3	6	4	–	–	1	6	7	1	1	209		–	–	–	–	–	–	–	–	–		–	–	290
	–	2	11	2	1	4	–	2	4	6	5	1	1	10	2	1	2	3	2	1	2	10	3	12	4	8	4	–	–	1	1	7	–	1	216		–	–	–	–	–	–	–	–	–		–	–	216
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	2		14	1	3	3	8	7	–	1	37		–	–	39
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	2		15	7	3	6	26	8	2	5	72		–	–	74
	–	–	–	1	1	–	–	–	–	–	–	–	1	3	–	1	–	2	–	–	4	–	–	1	–	–	1	–	–	–	–	–	1	–	25		1	–	1	–	–	–	–	–	2		–	–	27
	–	1	1	1	2	–	–	–	1	–	–	–	1	4	–	2	–	2	–	–	2	2	1	–	1	1	–	–	–	–	1	1	1	1	44		–	–	1	–	–	–	–	2	3		–	–	47
	1	2	13	–	1	–	–	2	6	3	1	1	1	9	–	2	4	3	2	–	4	–	–	1	–	1	2	1	–	1	4	1	–	2	144		–	–	–	–	–	–	–	–	–		–	–	144
	–	–	14	1	–	1	–	–	6	4	4	–	7	10	2	2	–	3	1	–	2	1	–	–	–	1	3	1	2	–	3	1	1	–	227		–	–	–	–	–	–	–	–	–		–	–	227
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	5		160	–	–	–	–	–	–	–	160		–	–	165
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	8		61	–	–	–	–	–	–	–	61		–	–	69
	–	10	3	–	3	1	3	1	12	3	3	1	–	10	1	8	2	5	8	4	5	–	–	3	3	2	3	1	1	1	3	1	12	3	255		6	–	–	–	–	–	–	–	6		–	–	261
	–	–	5	–	1	1	4	1	12	6	2	1	1	9	2	6	–	6	1	–	8	4	4	1	6	4	5	–	1	2	4	–	5	5	237		3	–	–	–	–	–	–	–	3		1	1	241

(C) 最近三箇年における比較図表

(a) 既済内容別

昭和35年

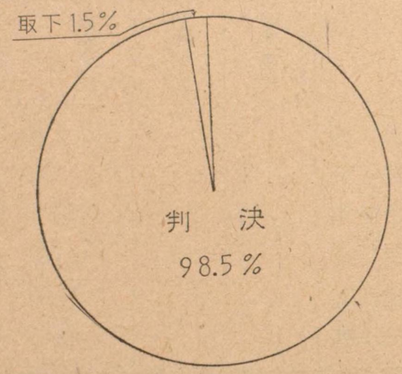

昭和33年

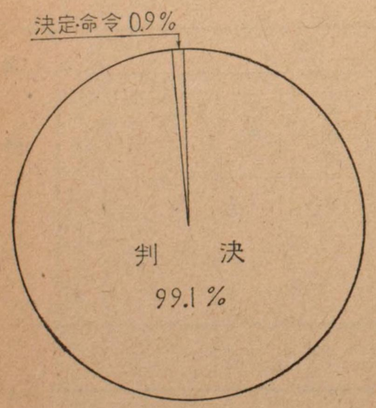

昭和34年

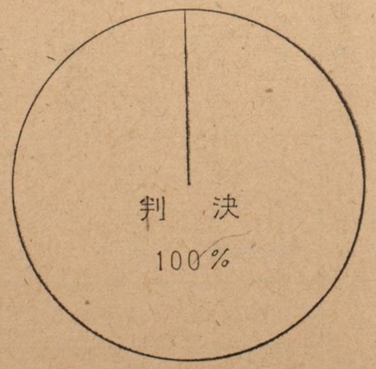

(b) 判決内容別

昭和35年

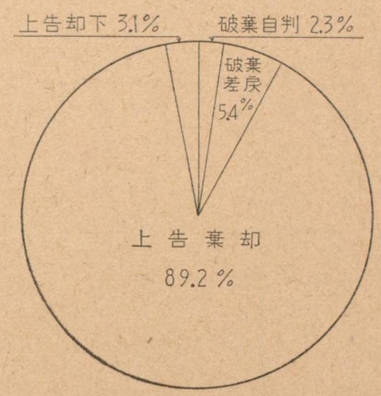

昭和33年

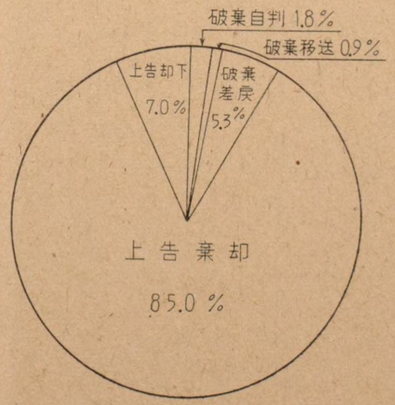

昭和34年

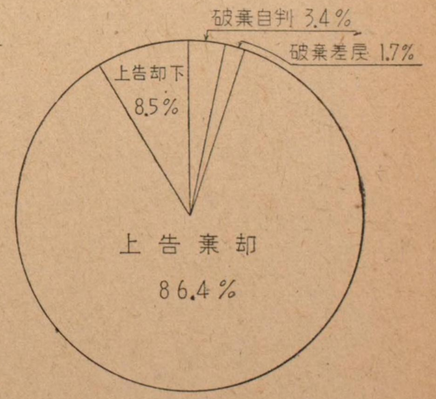

(四) 上告審行政事件件数表

(1) 新受事件

(A) 最近三箇年における年度別比較

事件種目＼年度	昭和三三年度	昭和三四年度	**昭和三五年度**	計
農地関係	30	25	24	79
選挙関係	14	9	30	53
地方自治関係	12	6	4	22
税法関係	17	6	16	39
工業所有権関係	9	9	5	23
その他一般行政関係	26	30	25	81
計	108	85	104	297

(B) 最近三箇年における上告率比較

区分＼年度	昭和三三年度	昭和三四年度	**昭和三五年度**	計
原審判決件数 (A)	209	183	222	614
上告申立件数 (B)	108	85	104	297
(B)の(A)に対する百分率(%)	52%	46%	47%	48%

(2) 既済内容別

(A) 昭和三五年度

事件種目＼既済内容	判決 破棄自判	破棄移送	破棄差戻	上告棄却	上告却下	合計
農地関係	–	–	1	26	2	29
選挙関係	–	–	–	22	–	22
地方自治関係	2	–	2	7	1	12
税法関係	1	–	1	17	–	19
工業所有権関係	–	–	1	12	1	14
その他一般行政関係	–	–	2	32	–	34
計	3	–	7	116	4	130

(B) 最近三箇年における比較

年度＼既済内容	判決 破棄自判	破棄移送	破棄差戻	上告棄却	上告却下	その他 決定・命令	取下	合計
昭和33年度	2	1	6	97	8	1	–	115
昭和34年度	2	–	1	51	5	–	–	59
昭和35年度	3	–	7	116	4	–	2	132
計	7	1	14	264	17	1	2	306

(C) 最近三箇年における比較図表

(a) 既済内容別

昭和35年

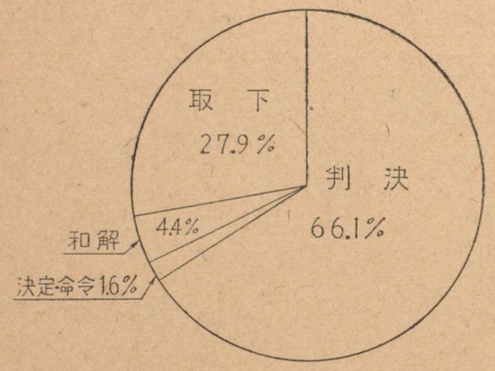

昭和33年

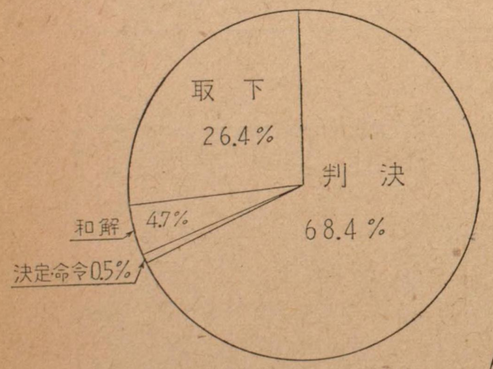

昭和34年

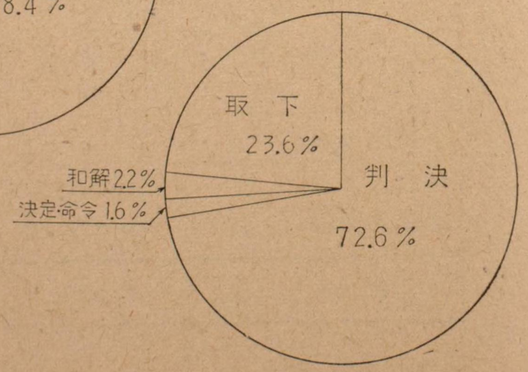

(b) 判決内容別

昭和35年

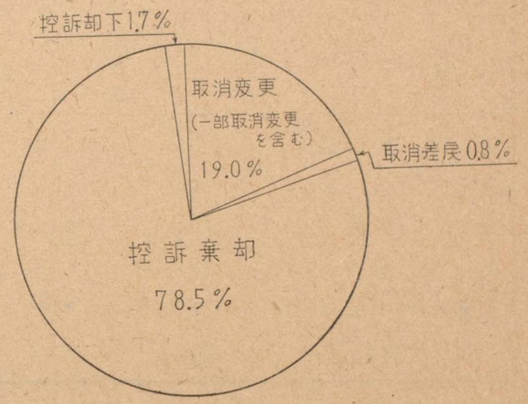

昭和33年

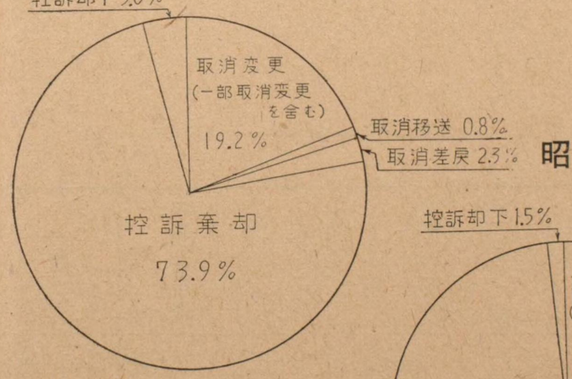

昭和34年

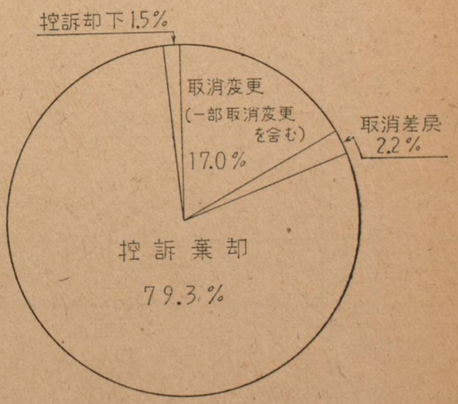

(三) 控訴審行政事件件数表

(1) 新受事件

(A) 最近三箇年における年度別比較

事件種目＼年度	昭和三三年度	昭和三四年度	**昭和三五年度**	計
農地関係	81	72	104	257
選挙関係	−	−	1	1
地方自治関係	10	5	4	19
税法関係	42	53	52	147
工業所有権関係	1	1	4	6
その他一般行政関係	50	66	69	185
計	184	197	234	615

(B) 最近三箇年における控訴率比較

区分＼年度	昭和三三年度	昭和三四年度	**昭和三五年度**	計
原判決数（A）	284	290	285	859
控訴申立件数（B）	184	197	235	616
(B)の(A)に対する百分率（%）	65%	68%	82%	72%

(2) 既済内容別

(A) 昭和三五年度

事件種目＼既済内容	裁判によるもの 判決 (更を含む一部取消変更)	(戻を含む一部取消差戻)	取消移送	控訴棄却	控訴却下	その他 決定・命令	小計	その他 和解	その他 取下	小計	合計
農地関係	11	−	−	35	2	−	48	7	23	30	78
選挙関係	−	−	−	−	−	−	−	−	1	1	1
地方自治関係	−	−	−	2	−	−	2	−	3	3	5
税法関係	9	−	1	16	−	−	26	−	13	13	39
工業所有権関係	−	−	−	4	−	−	4	−	−	−	4
その他一般行政関係	3	−	−	38	−	3	44	1	11	12	56
計	23	−	1	95	2	3	124	8	51	59	183

(B) 最近三箇年における比較

年度＼既済内容	裁判によるもの 判決 (更を含む一部取消変更)	取消移送	(戻を含む一部取消差戻)	控訴棄却	控訴却下	その他 決定・命令	小計	その他 和解	その他 取下	小計	合計
昭和33年度	25	1	3	96	5	1	131	9	50	59	190
昭和34年度	23	−	3	107	2	3	138	4	44	48	186
昭和35年度	23	−	1	95	2	3	124	8	51	59	183
計	71	1	7	298	9	7	393	21	145	166	559

(C) 最近三箇年における比較図表

(a) 既済内容別

昭和35年

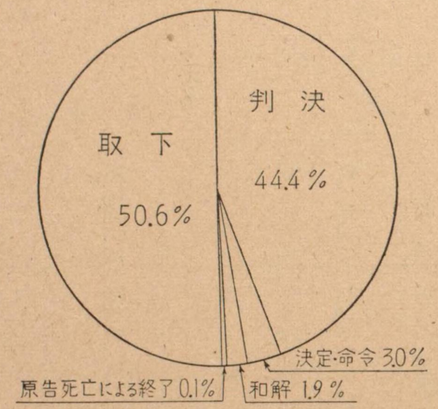

昭和33年

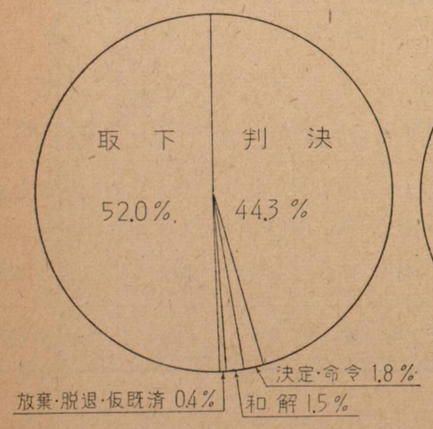

昭和34年

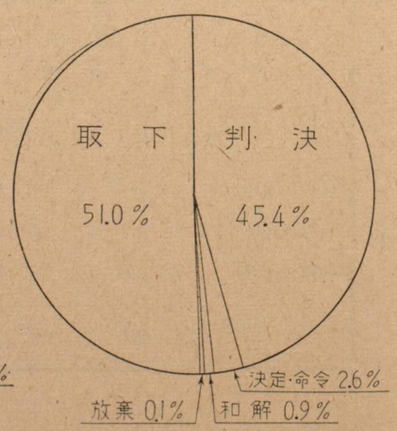

(b) 判決内容別

昭和35年

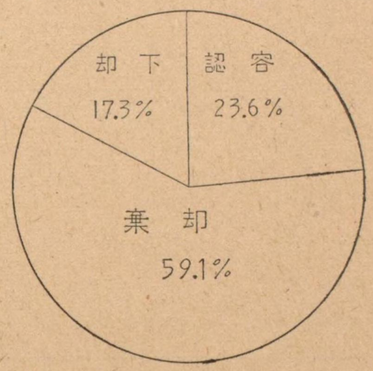

昭和33年

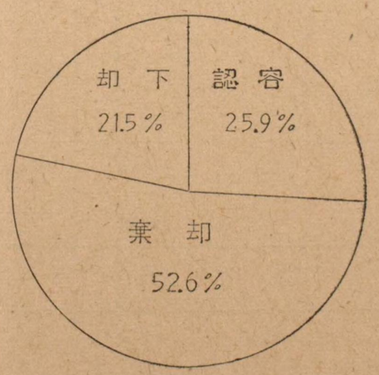

昭和34年

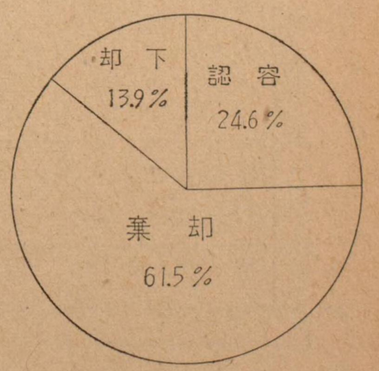

(2) 新受事件の訴訟類型別

(A) 昭和三五年度

訴訟類型 ＼ 裁判所	地方裁判所	高等裁判所	最高裁判所	計
行政処分の取消変更	296	165	−	461
行政処分の無効確認	203	−	−	203
その他	141	40	−	181
計	640	205	−	845

(B) 最近三箇年における比較

訴訟類型 ＼ 受理年度等	昭和三三年度	昭和三四年度	**昭和三五年度**	計	三箇年平均	本年度と前年度との比較
行政処分の取消変更	468	407	461	1,336	445	(+)54
行政処分の無効確認	298	274	203	775	258	(−)71
その他	153	215	181	549	183	(−)34
計	919	896	845	2,660	886	(−)51

(3) 既済内容別

(A) 昭和三五年度

事件種目 ＼ 既済内容	裁判によるもの 判決 認容（一部認容を含む）	判決 棄却	判決 却下	その他の決定・命令	小計	その他 和解	その他 取下	その他 住民訴訟において原告死亡	小計	合計
農地関係	30	53	11	2	96	6	114	−	120	216
選挙関係	16	31	4	−	51	−	23	−	23	74
地方自治関係	2	6	8	−	16	3	27	1	31	47
税法関係	23	54	3	6	86	4	137	−	141	227
工業所有権関係	6	29	10	1	46	−	23	−	23	69
その他一般行政関係	14	53	34	17	118	4	119	−	123	241
計	91	226	70	26	413	17	443	1	461	874

(B) 最近三箇年における比較

年度 ＼ 既済内容	裁判によるもの 判決 認容（一部認容を含む）	判決 棄却	判決 却下	その他の決定・命令	小計	その他 和解	その他 放棄	その他 脱退	その他 仮既済	その他 取下	その他 住民訴訟において原告死亡	小計	合計
昭和33年度	94	191	78	15	378	12	1	1	1	426	−	441	819
昭和34年度	83	208	47	19	357	7	1	−	−	379	−	387	744
昭和35年度	91	226	70	26	413	17	−	−	−	443	1	461	874
計	268	625	195	60	1,148	36	2	1	1	1,248	1	1,289	2,437

(二) 第一審行政事件件数表

(1) 新受事件

(A) 昭和三五年度

事件種目＼裁判所	地方裁判所	高等裁判所	最高裁判所	計
農地関係	209	−	−	209
選挙関係	2	37	−	39
地方自治関係	25	2	−	27
税法関係	144	−	−	144
工業所有権関係	5	160	−	165
その他一般行政関係	255	6	−	261
計	640	205	−	845

(B) 最近三箇年における年度別比較

事件種目＼年度	昭和三三年度	昭和三四年度	昭和三五年度	計
農地関係	271	197	209	677
選挙関係	23	84	39	146
地方自治関係	62	46	27	135
税法関係	216	193	144	553
工業所有権関係	90	61	165	316
その他一般行政関係	257	315	261	833
計	919	896	845	2,660

(C) 最近三箇年における比較図表

昭和35年

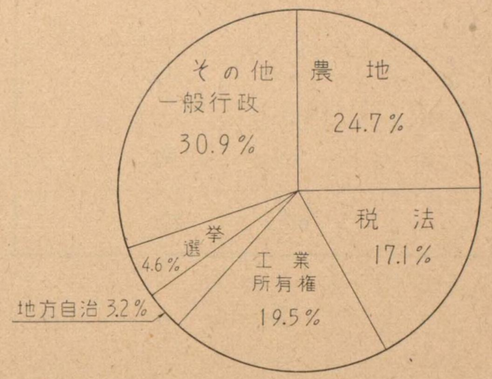

昭和33年

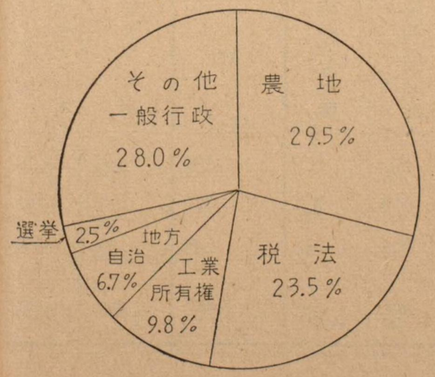

昭和34年

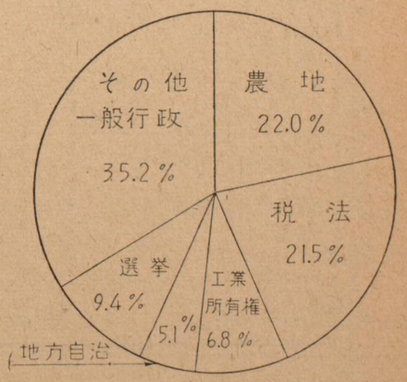

(一) 行政事件総件数表

事件種目 ＼ 受理および結果等	受理 昭和二二年度	昭和二三年度	昭和二四年度	昭和二五年度	昭和二六年度	昭和二七年度	昭和二八年度	昭和二九年度	昭和三〇年度	昭和三一年度	昭和三二年度	昭和三三年度	昭和三四年度	**昭和三五年度**	計
(一) 昭和二二年五月三日以降受理したもの 農地関係	281	2,327	2,266	1,337	961	767	488	512	432	356	414	382	294	**337**	11,154
選挙関係	138	48	37	16	228	104	80	34	117	78	48	37	93	**70**	1,128
地方自治関係	3	33	77	111	67	94	95	82	75	88	108	84	57	**35**	1,009
税法関係	19	78	258	338	169	262	284	335	290	272	250	275	252	**212**	3,294
工業所有権関係	13	18	22	25	33	36	55	65	63	65	76	100	71	**174**	816
その他一般行政関係	33	126	316	390	260	326	290	364	306	288	289	333	411	**355**	4,087
計	487	2,630	2,976	2,217	1,718	1,589	1,292	1,392	1,283	1,147	1,185	1,211	1,178	**1,183**	21,488
(二) 行政裁判所から引継を受けたもの	250	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	250
合計	737	2,630	2,976	2,217	1,718	1,589	1,292	1,392	1,283	1,147	1,185	1,211	1,178	**1,183**	21,738

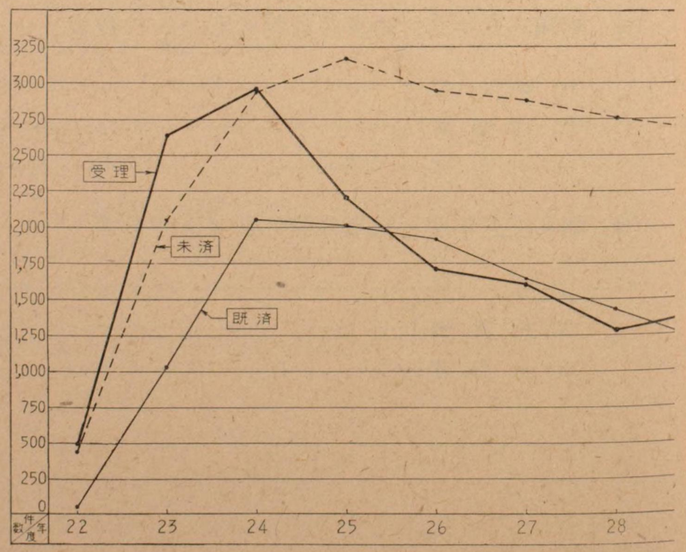

既済 昭和二二年度	昭和二三年度	昭和二四年度	昭和二五年度	昭和二六年度	昭和二七年度	昭和二八年度	昭和二九年度	昭和三〇年度	昭和三一年度	昭和三二年度	昭和三三年度	昭和三四年度	**昭和三五年度**	計	未済（昭和三五年一二月末日現在）	本年度と前年度との比較 受理 増	受理 減	既済 増	既済 減
10	813	1,647	1,316	1,263	933	796	600	575	434	400	379	307	**323**	9,796	1,368	43	–	16	–
31	100	60	25	118	155	108	59	74	83	86	42	36	**98**	1,075	53	–	23	62	–
–	9	48	100	95	59	87	84	83	68	85	78	70	**64**	930	79	–	22	–	6
1	31	125	230	162	245	146	150	182	259	319	260	242	**286**	2,638	656	–	40	44	–
–	3	16	17	30	23	40	38	55	51	49	87	41	**87**	537	279	103	–	46	–
4	73	163	330	259	229	258	280	301	272	274	278	293	**331**	3,345	742	–	56	38	–
46	1,029	2,059	2,018	1,927	1,644	1,435	1,211	1,270	1,167	1,213	1,124	989	**1,189**	18,321	3,167	5	–	200	–
–	87	98	57	2	2	–	3	–	–	–	–	–	–	249	1	–	–	–	–
46	1,116	2,157	2,075	1,929	1,646	1,435	1,214	1,270	1,167	1,213	1,124	989	**1,189**	18,570	3,168	5	–	200	–

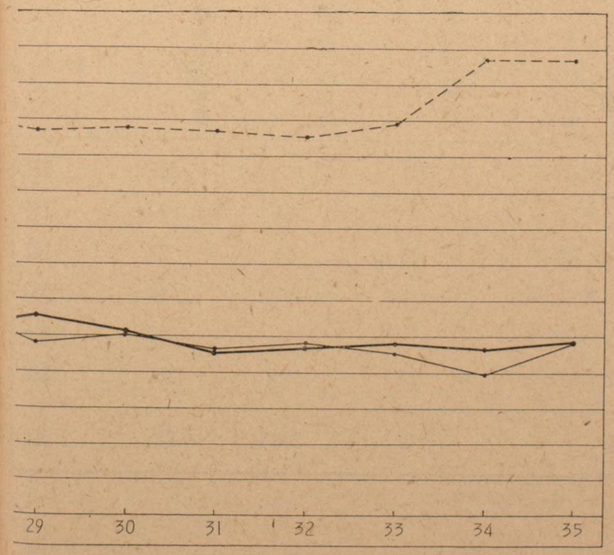

統 計・図 表

目　　次

(一) 行政事件総件数表……1

同 上 図 表……1

(二) 第一審行政事件件数表……3

(1) 新 受 事 件……3

（A） 昭和三五年度……3

（B） 最近三箇年における年度別比較……3

（C） 最近三箇年における比較図表……4

(2) 新受事件の訴訟類型別……5

（A） 昭和三五年度……5

（B） 最近三箇年における比較……5

(3) 既 済 内 容 別……6

（A） 昭和三五年度……6

（B） 最近三箇年における比較……6

（C） 最近三箇年における比較図表……7

（a） 既済内容別……7

（b） 判決内容別……8

(三) 控訴審行政事件件数表……9

(1) 新 受 事 件……9

（A） 最近三箇年における年度別比較……9

（B） 最近三箇年における控訴率比較……9

(2) 既 済 内 容 別……10

（A） 昭和三五年度……10

（B） 最近三箇年における比較……10

（C） 最近三箇年における比較図表……11

（a） 既済内容別……11

（b） 判決内容別……12

(四) 上告審行政事件件数表……13

(1) 新 受 事 件……13

（A） 最近三箇年における年度別比較……13

（B） 最近三箇年における上告率比較……13

(2) 既 済 内 容 別……14

（A） 昭和三五年度……14

（B） 最近三箇年における比較……14

（C） 最近三箇年における比較図表……15

（a） 既済内容別……15

（b） 判決内容別……16

(五) 昭和三五年度行政事件裁判所別 受理 既済 未済 件数表……18

(1) 第 一 審……18

(2) 控 訴 審……20

(3) 上 告 審……20

(六) 昭和三五年度行政事件種目別 受理 既済 未済 件数表……22

(1) 第 一 審……22

(2) 控 訴 審……24

(3) 上 告 審……26

67
19

統　計・図　表